

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

(6月8日)
(第4号)

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

第4号

○平成27年6月8日（月曜日）

議事日程（第4号）

平成27年6月8日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第2 議案第98号から議案第121号まで並びに諮問第1号
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第98号から議案第121号まで並びに諮問第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚

9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新樹
16	番	木津	直祐
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正生
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稻垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年介
35	番	奥野	英介
36	番	今井	智広

37	番	長 田 隆 尚
38	番	館 直 人
39	番	日 沖 正 信
40	番	前 田 剛 志
41	番	舟 橋 裕 幸
43	番	三 谷 哲 央
44	番	中 村 進 一
45	番	青 木 謙 順
46	番	中 森 博 文
47	番	前 野 和 美
48	番	水 谷 隆
49	番	山 本 勝
50	番	山 本 教 和
51	番	西 場 信 行
52	番	中 川 正 美
(42)	番	欠 番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井 隆 男
書 記 (事務局次長)	原 田 孝 夫
書 記 (議事課長)	米 田 昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課主幹)	西 典 宏
書 記 (議事課主幹)	吉 川 幸 伸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
-----	---------

副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	竹 内 望
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	伊 藤 隆
環境生活部長	高 沖 芳 寿
地域連携部長	福 田 圭 司
農林水産部長	吉 仲 繁 樹
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝 治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡 村 昌 和
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	亀 井 敬 子
雇用経済部観光局長	田 中 功
雇用経済部みえ伊勢志摩サミット推進局長	西 城 昭 二
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	前 田 光 久
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員長	谷 川 憲 三
警 察 本 部 長	大 賀 眞 一

代表監査委員
監査委員事務局長

福井 信行
小林 源太郎

人事委員会委員
人事委員会事務局長

竹川 博子
青木 正晴

選挙管理委員会委員

落合 隆

労働委員会事務局長

田畑 知治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第105号、議案第106号及び議案第112号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、6月3日までに受理いたしました請願6件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

人委第 30 号

平成27年6月3日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成27年6月3日付け三議第28号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

- 議案第105号 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案
議案第106号 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
議案第112号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案、三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案、三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例の一

部を改正する条例案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法の一部改正に伴い、規定を整理するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

健康福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 1	<p>(件 名) 子ども・一人親家庭・障がい者の医療費窓口無料を求めることについて</p> <p>(要 旨) 子どもや一人親家庭、障がい者の福祉医療費助成制度は、償還払い方式をやめ窓口無料にするよう求める。</p> <p>(理 由) 私たちは、子どもをかかえる若い世帯、一人親家庭、障がい者やその家族などが、経済的な心配をしないで、安心して医療を受けられる機会が保障されるように、福祉医療費助成制度の充実を願ってきた。</p> <p>県や市町では福祉医療費助成制度において、子どもの対象年齢の拡大等がすすめられ大変喜ばしいことであるが、この間の生活状況の悪化のなかで医療費窓口負担は大きな負担となっている。そうしたなかで、現在37都府県が医療費窓口無料を実施している。東海地方では唯一三重県だけが実施していない。私たちは、三重県でも医療費窓口無料の実現を願っている。</p> <p>三重県の福祉医療費助成制度をいっそう充実させ、県民が安心して医療・福祉を受けられるように福祉医療費助成制度を償還払いではなく窓口無料を求める。</p>	<p>津市柳山津興1535-23 三重の福祉医療費窓口無料をすすめる会 代表 上村 照代 （ほか11, 305名）</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚</p>	27年2回・ 6月

環境生活農林水産常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 2	<p>(件 名) T P P交渉について</p> <p>(要 旨) T P P交渉に関し、国会決議を遵守し、国民への十分な情報開示を行うとともに、日本の食料生産を守るためにも、慎重に協議をすすめることを求める意見書を国の関係機関に提出することを請願する。</p> <p>(理 由) 4月28日の日米首脳会談では、安倍総理より、T P P交渉に関し、日米間の残された課題について前進があったことを歓迎する旨が述べられ、両首脳は、日米間の協議の進展はT P P全体の妥結の大きな推進力となることを確認し、日米が交渉をリードし、早期妥結に導いていくことで一致した。</p> <p>報道によると、アメリカ議会に大統領貿易促進権限（T P A）法案が提出されたことを契機に、日米2国間協議は大きく進展し、牛肉の関税を10年余りかけて38.5%から10%前後まで引き下げる こと、豚肉の関税を1キロあたり最大482円から50円前後まで引き下げる こと、緊急輸入制限（セーフガード）の条件について大枠で合意されたこと、が伝えられている。また、米国产米の特別輸入枠の設定についても議論されていると報道されている。</p> <p>T P P交渉は、関連産業のみならず、国民の暮らしや命に直結する重大問題であることから、状況の進展に応じて、国民への十分な情報開示を行うとともに、幅広い国民的議論を行っていくことが必要である。</p> <p>以上のことから、T P P交渉に関し、国会決議を遵守し、国民への十分な情報開示を行うとともに、日本の食料生産を守るためにも、慎重に協議をすすめることを求める意見書を国の関係機関に提出することを請願する。</p>	<p>津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 代表者 川辺 仁造</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚</p>	<p>27年2回・ 6月</p>

<p>請 3</p>	<p>(件名) 米価暴落対策について</p> <p>(要旨) 米価対策について、需給と価格が安定し、将来にわたる安定的な稲作が可能となるよう、下記事項について、国の関係機関に意見書を提出することを請願する。</p> <p>1 米価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にある。過剰米対策での実効性ある需給調整を行い、米価の回復をはかること。</p> <p>2 米直接支払交付金による米価の価格保障を維持し、飼料用米等への助成水準を充実して、農家の経営安定対策をすすめること。</p> <p>(理由) 平成26年度産米価格は、米の概算金が最低水準になったことや過剰米の存在から暴落し、平成27年3月の相対取引価格は11,943円と、対前年比で2割近く下落している。</p> <p>平成26年度には経営所得安定対策制度の見直しによる米直接支払交付金の半減、米価変動補填交付金の廃止などにより、稲作農家は経営維持と再生産において深刻な危機に直面している。</p> <p>また、政府が平成30年度産を目途に、主食用米の生産調整を見直し、需給調整から撤退する方針を打ち出したことも、需給と価格を一層不安定なものとしており、加えて、TPPの日米交渉においては、米国産米の特別輸入枠が議論されているとの報道もあり、稲作農家は将来に対する不安を覚えざるを得ない状況にある。</p> <p>いまこそ、政府が需給と価格の安定に責任をもつ米政策を確立することが、強く求められている。</p> <p>よって、需給と価格の安定に責任を持つ米価対策を確立し、将来にわたる安定的な稲作が可能となるよう、国の関係機関に意見書を提出することを請願する。</p>	<p>津市寿町7-50 農民運動三重県連合会</p> <p>代表者 川辺 仁造</p> <p>(紹介議員) 山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚</p>	<p>27年2回・ 6月</p>
<p>請 4</p>	<p>(件名) 三重県残土条例制定を求める件について</p> <p>(要旨) 三重県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（通称、残土条例）を制定するよう求める。</p>	<p>伊賀市木興町1064-286 NPO廃棄物問題ネットワーク三重 代表理事 吉田 ミサヲ</p>	<p>27年2回・ 6月</p>

	<p>(理 由)</p> <p>土地造成や農耕地への客土などの名目で、廃棄物まじりの建設残土が使用され、周辺の水質汚染や環境汚染が懸念される事態が伊賀市などで起きている。建設残土は、廃棄物処理法の適用がないため、これを規制する法律がない。</p> <p>「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」をはじめ、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」など、17を越える県では、残土条例を制定して、土砂の崩壊防止や有害物質に関する土壌分析、許可制などによる規制をかけているので、三重県でも、発生場所もわからないような県外発生残土の持ち込みと埋立てを規制できるよう、残土条例を制定して、県民の生活環境を保全するよう求める。</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚 木 津 直 樹 森 野 真 治 後 藤 健 一 北 川 裕 之</p>	
<p>請 5</p>	<p>(件 名)</p> <p>人種差別を扇動するヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求めることについて</p> <p>(要 旨)</p> <p>1 内閣総理大臣と国会を始めとした関係行政庁に対し、人種差別・民族差別を煽るヘイトスピーチなどの対策について法整備を含む強化策を求める意見書を提出すること。</p> <p>2 日本国が批准している人種差別撤廃条約2条1項柱書及び同条項(b)(d)、並びに4条(c)にもとづき、人種差別を助長し扇動する団体に対しては、貴自治体内でのデモ、集会、並びに公共施設の使用許可に当たっては慎重に検討を行い、場合によっては使用許可を出さないようにすること。</p> <p>(理 由)</p> <p>初夏の候、貴議会におかれては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。</p> <p>平素は、地域住民の生活向上と人権擁護のために誠心誠意ご尽力されている貴職に対し、心より敬意を表する次第である。</p> <p>さて、ご存じのようにここ数年来、人権を無視したヘイトスピーチ(差別扇動)デモが日本各地で頻繁に起こっている。彼らは、人種、宗教、性的指向、性別、思想、職業、障がいなどの要素に起因する憎悪(ヘイト)を公然と大音量で「たたき出せ」「大虐殺するぞ」「殺せ」等聞くに堪えない暴言を発し、耐えがたい恐怖を与えて威嚇し</p>	<p>津市西丸之内24番33号 在日本大韓国民団 三重県本部 団長 殷 慶 基 ほか1名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>山 内 道 明 山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 長 田 隆 尚</p>	<p>27年2回・ 6月</p>

	<p>ている。ヘイトスピーチを行う団体は、ある一部の特殊な団体をはじめとするネット右翼や新興の右派団体である。繁華街を拡声器を使って怒声を飛ばしながらレイシズム的表現で憎悪を煽る彼らの一連の言動は、日本の社会問題として深刻化している。日本の各界におかれても、あまりにも常軌を逸した彼らによる人種差別を憂慮し規制を求める声が上がっており、2020年の東京オリンピックを控え、国際社会においても問題視されているのが現状である。</p> <p>私たちはこれらのことを重く捉え、在日韓国人をはじめとする外国人住民の生命と安全を脅かすヘイトスピーチ・ヘイトクライムが一日も早く根絶されるよう、貴議会に対し速やかな解決に向けた協力を願い、以下の様に請願する次第である。</p> <p>①ヘイトスピーチは、人種差別を煽る「犯罪」行為である。</p> <p>②ヘイトスピーチは、特に韓国人住民にとっては大きな脅威であり、教育上、子どもや青少年に悪影響を与えている。</p> <p>③京都地裁・大阪高裁が在特会による街宣は「人種差別」と認定し、賠償命令を下している。</p> <p>④彼らの言動は日本社会の問題であり、ヘイトスピーチの放置が東京オリンピックを始めとした国際交流事業に与える影響が憂慮される。</p> <p>⑤国連・自由権規約委員会および人種差別撤廃委員会が日本に勧告をしている。</p> <p>⑥ヘイトスピーチは国際社会では処罰対象となっている。</p>		
--	--	--	--

戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 6	<p>(件名) 戦争法案反対について</p> <p>(要旨) 安倍政権は、本年5月14日、国際平和支援法案(恒久法・新法)と武力攻撃事態対処法、周辺事態法、PKO法、自衛隊法等の10本の現行法改正案(一括法案)を閣議決定し、翌15日に国会に提出した。</p>	<p>津市大門27番15号 津センターパレス3階 津市市民活動センター内 日本国民救援会三重県本部内 戦争する国づくり許さない！三重県各界連絡会</p>	<p>27年2回・ 6月</p>

<p>これらの法案（以下「戦争法案」という。）は、集団的自衛権を行使し、我が国が攻撃されていなくても、他国の戦争に自衛隊をいつでも参戦させるための法案であり、戦後70年間、我が国の非戦と平和の営みを支え続けてきた日本国憲法に反する違憲法案である。</p> <p>我が国は、先の戦争により、アジア諸国民2,000万人、日本人310万人もの尊い命の犠牲の上に「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決意し」（憲法前文）、「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する」「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」（憲法9条1、2項）という恒久平和主義の原則を確立した。</p> <p>ところが、「積極的平和主義」を標榜する安倍政権は、中国の台頭、米軍の軍事的影響力の相対的低下といった安全保障環境の変化を口実にして、米軍を中心とした関係諸国とともに軍事行動を展開していくことが我が国の安全保障にとって唯一の取るべき道であるとして、我が国を戦争する国に導こうとしている。</p> <p>私たちは、恒久平和主義を破壊し、日本を戦争する国に変えようとする戦争法制を容認することはできず、廃案にすることを求める。</p> <p>【請願項目】</p> <p>平和憲法に反する集団的自衛権行使を認めない意見書を、政府へ提出するよう求める。</p> <p>(理 由)</p> <p>1 安倍政権が5月15日に国会に提出した国際平和支援法案（恒久法・新法）と武力攻撃事態対処法、周辺事態法、PKO法、自衛隊法等の10本の現行法改正案（一括法案）のうち、中心的法案は、恒久法たる新法の「国際平和支援法」、周辺事態法の改正、武力攻撃事態対処法の改正、PKO法の改正である。</p> <p>2 武力攻撃事態対処法</p> <p>(1) 政府は、2014年7月1日の閣議決定によって、「自衛の措置としての新3要件」を定めた。この新3要件によって、日本への武力攻撃がないにもかかわらず、「密接な関係にある他国に対する武力攻撃」によって、自衛隊が武力行使を行う「集団的自衛権」の行使が政府によって容認されることになった。</p>	<p>代表 石坂 俊雄</p> <p>(紹介議員)</p> <p>山本里香 岡野恵美 稲森稔尚</p>	
---	---	--

	<p>自衛の措置としての新3要件</p> <p>① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること</p> <p>② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと</p> <p>③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと</p> <p>前記①の事態を「存立危機事態」という。</p> <p>武力攻撃事態は、現にこの国の国土等に攻撃が行われている場面であるから、状況や展開、規模や態様は事実で確認することができる。</p> <p>しかし、「存立危機事態」とされる基準は、他国の国土等に対する攻撃そのものがあるか否かではなく、「他国への攻撃によって、この国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険があるか」である。これは外交関係や政治・経済関係などの評価にかかわる問題で、他国に対する武力攻撃に関する情報をどれだけ収集しても確認することはできない。</p> <p>そこで、「存立危機事態」をどのように認定するのかという問題がある。</p> <p>国会の審議は、特定秘密保護法によってその内容は制約される。審議に用いられる資料は、政府が用意した資料に限られる。詳しく内容を探ろうとすると、特定秘密保護法違反となる。</p> <p>「存立危機事態」として、自衛隊法に基づいて行う防衛出動は、国会の事前承認が必要であるが、「特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るとまがない場合」には、事後承認で足りるとされている（事態法9条4項）。これを使われれば、国民は知らない間に米国の戦争に巻き込まれる。</p> <p>(2) しかも、新3要件の射程は極めて広い。</p> <p>昨年の国会における答弁は、集団的自衛権の行使には「なんの限定もない」と言うに等しいことを明らかにした。</p> <p>特徴的な答弁を列挙する（抽出は要旨）。</p>		
--	---	--	--

	<p>① 米国は「密接な関係にある国」に基本的に該当する（7月14日安倍首相）。</p> <p>② 米国に対する武力攻撃は、わが国の国民の命や暮らしを守るための活動に対する攻撃だから、3原則にあてはまる可能性が高い（7月14日岸田外相）。</p> <p>③ 「これを排除し」の「これ」とは、他国への武力攻撃のことを言う（7月15日横島内閣法制局長官）。</p> <p>④ 「必要最小限度」は、武力攻撃の規模・態様に応じて判断する（7月15日安倍首相）。</p> <p>⑤ ホルムズ海峡への機雷敷設によって、存立が脅かされ、権利が根底から覆される事態は生じ得る（7月14日安倍首相）。</p> <p>これでは、米国への武力行使があればほとんど自動的に参戦することを誓約したも同じである。</p> <p>3 新法の国際平和支援法は、平和支援のための法律ではなく、本質は、「国際社会の平和と安全」のためとして戦争する他国軍を随時支援する法律であり、海外派遣法である。</p> <p>派遣の要件</p> <p>① 国連決議または関連する決議 これは、国連決議がなくとも有志連合でも派兵可能となる。</p> <p>② 国会の事前承認 国会に提出される情報には特定秘密保護法の「壁」がたちはだかるもとで、派遣先国の情勢や「国家に準じる組織」の存否などについて、国会が的確な判断を行うことは極めて困難である。国会は、政府の言いなりとなる。</p> <p>③ 隊員の安全確保の措置 これは、安全確保すると言うだけである。 いままでの活動地域は「非戦闘地域」と限定されていたが、今後は、「戦闘現場」でなければよいこととなり、武器の使用も「国家に準じる組織」が敵として登場しなければ、「自己保存型」「武器防護型」に限定されず、任務遂行のための武器使用を認めることになっているので、極めて危険である。 安倍首相は、支援地域が戦闘現場となったら、その場から撤収すると言うが、その</p>		
--	---	--	--

	<p>ようなことは戦闘現場においては不可能である。</p> <p>4 重要影響事態法は、周辺事態法の改正案である。</p> <p>周辺事態法では、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対し、政府が事態の認定と基本計画を作成して国会承認を受け、自衛隊を派遣した。</p> <p>しかし、重要影響事態法では、周辺事態法における「我が国周辺の地域における」との部分削除され、我が国周辺に限らず、全世界が対象となった。そして、「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」を重要影響事態とした。</p> <p>しかも、活動地域は、現に戦闘が行われている現場でなければ、後方支援が認められる。</p> <p>現行法で列挙されているのは、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動その他の必要な措置である。この「枠組み」そのものは維持されるが、「後方」の概念がなくなるので、ただの「支援活動」「搜索救助活動」などになる。</p> <p>支援活動の内容が拡大される。</p> <p>① 弾薬の提供や発進準備中の航空機への給油が加えられる。これらは、交戦行為そのものである。</p> <p>② 任務遂行のために武器使用を認める。</p> <p>米軍に軍事支援を行う自衛隊が、攻撃される可能性は高く、自衛隊が敵国から攻撃を受ければ応戦する。この状態は、集団的自衛権行使につながっていく。</p> <p>③ 支援の対象</p> <p>現行法は「合衆国軍隊」に限定されているが、ここに「共同作戦に参加する米国の同盟国などの軍隊」が加えられるので、オーストラリア軍などが入ってくる。</p> <p>5 国際平和協力法は、PKO法の改正である。</p> <p>PKO活動の拡大</p> <p>① 国連決議に基づくか、関連決議がある場合。</p> <p>国連平和維持活動のみならず、有志連合の活動でも参加可能となる。</p> <p>② 国会の事前承認。</p> <p>停戦監視活動、安全確保活動のみ事前承認が必要。閉会中、解散時は事後承認でよい。</p>		
--	---	--	--

	<p>特定秘密保護法の壁があり、情報は開示されない。</p> <p>③ 隊員の安全確保に必要な措置を定める。 これは、述べるだけで機能しない。</p> <p>④ 駆けつけ警護が可能となる。 PKOで派遣された自衛隊の部隊が、他国のPKO部隊などが襲われそうになったときに警護にあたり（かけつけ警護）、他国のPKO部隊の救援にかけつけて共同で襲撃に応戦すれば、その他国と共同の軍事行動を展開することになる。</p> <p>⑤ 治安維持のための武器使用ができる。 「領域国の受け入れ同意による警察的な活動」を容認した閣議決定により、PKOによる治安維持活動は可能として、派遣先住民の安全確保、監視、駐留、巡回、検問、警護などの安全確保活動を認め、業務を妨害する行為を排除するための武器使用を認める。</p> <p>6 グレーゾーン事態の創設 純然たる平時でも有事でもない事態（グレーゾーン事態）が生じやすいとして、グレーゾーン事態というカテゴリーを創設した。</p> <p>① 武装民兵が尖閣諸島に上陸したとき。 ② 米軍やオーストラリア軍等の南シナ海の監視活動をしているとき他国軍の艦船が攻撃されたとき。 上記のような状態は、警察行動での対応は難しく、さらなる重大な事態につながるため、このような場合はグレーゾーン事態として、自衛隊の投入ができるようにした。これが、切れ目のない（シームレス）対応であるという。</p> <p>③ 海上警備行動（自衛隊法82条） 海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合に防衛大臣が内閣総理大臣の承認（閣議決定）を経て発令する。武器の使用には警職法7条と海上保安庁法20条が準用されている。 この行動の結果、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆</p>	
--	---	--

	<p>される明白な危険がある場合に当たると政府が認定すれば、「存立危機事態」になったということになり、集団的自衛権が行使されることとなる。</p> <p>7 戦費の調達はどうするか、増税が待っている。</p> <p>我が国は、1000兆円を超える債務があり、対GDP比250%になっている。このような多額な借金を負っている先進国はない。これは、第2次大戦直後と同じ状態であり（1944年度末で、国民所得比267%）、戦争していないのに、財政的には戦争をした状態にある。</p> <p>このような国が、どこから集団的自衛権のための戦費を出すのか。その行きつく先は増税である。私達は、そのような社会を求めるとのかが問われている。</p> <p>8 私達は、恒久平和主義を破壊し、日本を戦争する国に変えようとする戦争法制を容認することはできず、廃案にすることを求めて、本請願に及んだ。</p>		
--	---	--	--

知 事 発 言

○議長(中村進一) この際、知事から発言を求められておりますので、これを許します。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事(鈴木英敬) おはようございます。

それでは、日程に先立ちまして、主要国首脳会議の開催地決定について発言をさせていただきたいと思っております。

平成28年に日本で開催される予定の主要国首脳会議、サミットについて、三重県伊勢志摩で開催されることが5日に決定されました。これまで、2016年みえ伊勢志摩サミット誘致推進協議会を設置し、官民一体となって誘致活動に取り組んでまいりました。誘致が実現したことは、三重県に新たな歴史が刻まれることとなった瞬間であると考えております。大変喜ばしく光栄であるとともに、責任の重大さに身の引き締まる思いです。

サミットという最高峰の国際会議の開催は、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、国内外の人々に対する本県の知名度を向上させる絶好の

機会であり、地域の総合力向上につながります。今後、サミットの成功に向け、首相官邸、外務省や警察庁など国の関係機関はもとより、地元市町、関係団体等の皆様と連携し、しっかりと準備を進め、警備にも万全を期すとともに、県民の皆様の生活への影響は最小限に抑え、日本人の精神性や豊かな伝統文化、美しい自然や日本のふるさとの原風景などを感じていただけるよう対応してまいります。

また、開催後の地域活性化につながる取組についても速やかに着手します。

最後になりますが、誘致に向け御尽力いただきました協議会の皆様や関係者の皆様、そして、三重県開催を求める決議をいただきました三重県議会、そして九つの市町議会の皆様に改めて厚く御礼を申し上げます。県民の皆様には、県民全体でサミットを盛り上げるよう、応援をお願いいたします。引き続き、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議 長 発 言

○議長（中村進一） この際、私からも一言申し上げます。

主要国首脳会議誘致につきましては、本年2月に本県議会議員全員が2016年みえ伊勢志摩サミット誘致推進協議会の顧問に就任し、本年3月には2016年主要国首脳会議の三重県開催を求める決議を全会一致で可決して国に提出するとともに、県内各市町にも同様の決議を要請し、本県への誘致活動を進めてきたところでございます。このたび開催地が本県と決定されたことについてはまことにうれしい限りであり、予算の中身、体制のあり方等につきましても引き続き議会としてしっかりとチェックし、サミットの開催に向けて力を尽くしてまいりたいと存じますので、地域の皆様をはじめ関係各位の御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

代 表 質 問

○議長（中村進一） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行い

ます。

通告がありますので、順次、発言を許します。43番 三谷哲央議員。

〔43番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

〔演壇スイッチにより原稿台の高さを調整する〕

○43番（三谷哲央） この上げおろしのことも、できるということも見本で示せと、こう言われていましたので、一応やらせていただきました。

おはようございます。桑名市・桑名郡選出、新政みえ、三谷哲央でございます。今日は新政みえを代表して、知事に幾つかのこれからの県政の課題についてお話を伺いたいと、こう思っております。

まず、冒頭、先ほど御発言もございました、来年度のサミットが我が三重県伊勢志摩に決まりました。議会としても、先ほどの議長のお話のとおり、誘致決議を全会一致で行っておったところでございました。まさに我が意を得たりということで、ぜひ大成功に向けて議会も挙げて応援をしていかなければいけないなど、そう思っております。

しかも、知事にとりましては改選後初の議会を迎える前に早くも、あの政策集、一番最後の第8項を見事に実現されました。心からおめでとうとお祝いを申し上げたいと、こう思います。当初、代表質問の通告、3日のお昼にさせていただいたんですが、その通告の中にはこのサミットを1項挙げておりました。しかし、当時の事務方がとても間に合わないよと、8日の最終日にもし決まるとすれば代表質問に間に合わない、だから削れと、こう言われまして削ったところでございますが、せっかくいろいろ御発言もございまして、これだけの大きな、これからの三重県の県政にとって大きな出来事でございますから、後で少しお伺いはさせていただきたいと、このように思っております。

見事な成績で知事が再選を果たされました。これからの4年間、サミットも含めて三重県にとっては大きな歴史のうねりがあるんだろうと、こう思っております。これからの4年間に向けて、知事のこの4年にかかる思い、ぜひ聞かせていただきたいと、こう思っております。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 今期4年間に向けた思いをということでございますので、答弁をさせていただきたいと思えます。

4年前に知事に就任して以来、みえ県民力ビジョンの基本理念である幸福実感日本一の三重を目指し、全力で取り組んでまいりました。また、県民力による協創の三重づくりを進めてきましたが、県民の皆様の力の結集のおかげで一定の成果を得ることができました。しかし、本格的な人口減少社会の到来も迎えて県全体の真価が問われ、ここから数年間がまさに正念場となります。

まずは、先ほど三谷議員からも言っていただきましたけれども、先般決定をいたしました伊勢志摩サミットの成功に向けて、最優先で取り組んでまいります。

サミットの開催は、国際観光地としてのレベルアップだけでなく、本県の知名度、地域の総合力を高める絶好の機会であり、また、県民の皆様の自信と誇り、未来に挑戦する勇気や力につながると思っており、全力を尽くしてまいります。

改めてになりますが、これまで誘致に向けて御尽力いただきました協議会の皆様や関係者の皆さん、そして、決議をいただいた三重県議会、市町議会の皆様に厚く御礼を申し上げます。

人口減少社会への対応は、我々の世代に課せられた大きな課題です。また、その対応には緩和と適応の二つの側面があると考えております。

緩和の側面では、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小がさらに人口減少を加速させるといった負のスパイラルから脱却するため、人口減少そのものに歯どめをかける、またはそのスピードを緩める必要があると考えています。

一方、適応の側面では、誰もがどんな地域においても自らが望む場所で基本的な暮らしという営みを継続できることが大切です。そのことにより一層の郷土愛が生まれ、自らの地域に対するアイデンティティーを持つことがで

きます。その思いに基づき、人口減少下においても豊かで活力を持ち続けるふるさとづくりに取り組む必要があると考えます。

こうした二つの観点を考えると、非常に困難な課題ではありますが、市町、県民、企業の皆様と協創で取り組むとともに、一過性ではなくしっかりと腰を据えていかなければならないと考えております。

さきの選挙を通して県民の皆様に関心の高さを改めて強く感じた教育、人づくりの分野については、次世代を担う子どもたち一人ひとりが持てる能力を高め、未来を切り開く力を身につけることができるよう、学力、体力の向上などについて優先度を高くし、危機感を持って取り組みます。

また、道半ばの課題である医療や介護、子育ての分野についても、市町や関係機関との連携をさらに深め、しっかり取り組んでいきます。

これまで注力してまいりました雇用・経済対策については、県内の情勢を見ますと、平成24年度の1人当たり県民所得は、先般発表されましたけれども、被災3県を除けば全国2番目の伸び、また、県内総生産は24年度、25年度と2年連続して過去最高を更新、26年の完全失業率は全国で最も低くなりました。

このようなマクロベースでは一定の成果が出ているものの、経済、産業は、県民の雇用や安定した収入の場になるなど暮らしのベースとなるものであり、時代や地域の状況に合わせた強い経済・産業基盤の確立を図る必要があります。

一方で、地域の雇用を支え、地域社会の持続的な形成や維持に寄与している県内の中小企業、小規模企業には、いまだ実感が伴っていません。そのため振興を図っていきたいと思います。

また、農林水産業についても、担い手育成や基盤整備など、基幹的なことに着実に取り組みつつ、成長産業化に向けた取組を展開していきます。

就労や収入、社会参画といった面で不安や問題を抱え、夢や希望を持つこと自体が難しい状況にある方もいらっしゃいます。

また、すごいやんかトークで障がい者の自立支援に取り組む施設を訪れた

際には、障がい者の皆さんが自分のペースでチャレンジをしていく姿、そして、それを皆さんで支える様子などにも触れることができました。

県民の皆様がより幸福を実感できるよう、これまで以上に安心感のある暮らしなど、生活の質的な面にも着目して政策を進め、県民の皆様が夢や希望に向けて行動できるよう、必要なサポートが得られる社会の実現を目指していきたいと考えています。

私はこれまで4年間、現場重視で取組を進めてまいりました。これからの4年間もできる限り現場の皆様の声に耳を傾け、県民の皆様の声に対して謙虚に丁寧に、日本一の花を咲かせるよう、全力で取り組む所存でございます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） ありがとうございます。

丁寧にお話をいただきまして、これからの知事の4年間に向けての思いというのがよく伝わってきたと、こう思います。特に、ここ数年間がまさに正念場だと、こうおっしゃっていらして、人口減少への対応等、緩和、適応をしっかりとやっていきたいと、こうおっしゃっておりますし、また、医療、介護、これはまだ道半ばと、まさにこれから力を入れて、これについてはまた後で少し触れますが、やっていくというお話ですし、まだまだ、雇用だとか産業、また、とりわけ中小企業対策、また、農水産業、1次産業の振興等々、また、障がい者の自立支援、しっかりと力を入れていく、過去4年間現場目線でやってきたけど、これからはしっかりと現場目線で臨んでいきたいと、こうおっしゃっておるわけです。

この言葉をそのまま受けとめさせていただいた上で、1点、どうしても知事に確認をさせていただきたいということがございます。

国会のほう、いろんな議論が今始まっております、とりわけ安保法制、大変厳しい論議が日夜、毎日のように展開をされています。この議論の行方一つでは政局も大きく動いてくる、そのような可能性もないとは言えないと、こう思っておりますし、労働法制、労働組合等、労働側は大変反発しておりますが、労働法制の改編の動き、こういうものも出てきております。

離合集散、世の習いとはいえ、とりわけ政界というのは一寸先は闇と、こう言われておりました、ひょっとすると、来年の夏、参議院議員選挙が予定されていますが、ひょっとしたらダブル選挙もあるのではないかと、そのようなことも言われているところなんです。

そこで、1点確認を、どうしても確認をさせていただきたいんですが、来年の話をするとう鬼が笑うという話かも知れませんが、間違ってもこの4年間、知事職をきちっと務め上げていただける、それは間違いのない話だろうか、こう思っています。

鈴木県政の、2期目がスタートしました。立派な政策集も、これから4年間これでやっていくよというのも示されました。今年は、来年からの4年間の三重県の方を決めるみえ県民力ビジョンの行動計画、これも策定をしていくということになります。間違っても、任期途中でこれらを投げ捨ててほかの道に出ていかれるという、そういうことは絶対にないところで断言をしていただきたいです。でなければ、政策集の議論だとか、今の知事のお話、しっかり受けとめてこれからの三重県の4年間の議論をしていこうということが非常にむなしなものになってくるのではないかと、こう思っております、その点、確認をさせていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 過去に、2万%出ないと言って大阪府知事選に出た橋下さんとか、あるいは、多選は自粛だと言って4選目に出ようとされる埼玉県知事とか、いろいろいるので言葉を信用していただけるかどうかは別としまして、私が思いますのは、私としては、今回の、先般の4月12日の知事選挙は、県民の皆さんから4年間、たくさんの課題があるのでしっかり4年間務め上げるようにと、そして、その4年間尽力をせよということで負託をいただいたというふうに認識をしておりますので、4年間しっかりと頑張っていきたいというふうに思っております。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 私、非常に素直な性格をしておりますので、知事からそういうふうなお話があればそのままずっと素直に受け取らせていただいて、

これから4年間、県民の負託があるわけですから、知事職を全うされる、そういうことを前提にこれから何点が質問させていただきたいと、こう思うんですが、先ほど知事の冒頭の発言にもございましたように、サミットがいよいよ来年参ります。

5月だとか6月だとか、いろいろ説もございまして、G7になるとかG8になるとかというお話もありますが、いずれにしても世界の最高の会議が我が三重県で開かれるということでありまして、恐らくこれからの知事の4年間の中でも特筆すべきことだろうと思っておりますし、三重県の県政史上にとりましても大きなエポックと申しますか、恐らく後世いろんな意味で語られる、また、語り継がれる出来事の一つだろうと、こう思っております。それだけに、絶対に失敗は許されないということですし、ぜひ大成功をおさめてもらいたいと、こう願うところであります。

しかしながら、事実上1年を切っておるわけでありまして、この1年間の準備期間をどう乗り切るのか、ここでしっかりと準備をしていかなければいけない、周到な準備があつて初めて成功につながっていくと、こう思っております。その意味では、三重県の、また、三重県庁の行政能力の真価がまさに問われる、そういうことにつながるのではないかと、こう思っております。この三重県の行政能力が問われる、こういうことを前提にちょっとお伺いをしたいと思います。

まず、3000人とか4000人とか、こう言われています、よくわかりませんが、数は、もっと多い数を言われる方もおりますが、国内外からプレス関係者も来られます。また、各国の首脳について一緒にお越しになる方々もたくさんおられると思っておりますし、警備だけでも2万人を超えるだろうと、こう言われています。一体どこに泊まるのかというような、そんな話もこれからいろいろ具体的なことも出てくると思っておりますし、また、非常に懸念されることの中に、こういう大規模な警備で、しかも、一定の期間、失敗が許されないという体制の中でいくと、知事も先ほど発言で言われましたが、やっぱり市民の生活に大きな支障が出てこないような配慮、気遣いと申しますか、そ

う準備というのも一方でしていきませんと、サミット期間中まともな生活が
できなかったよということにもなりかねないと、こう思っています、そう
いう市民生活への影響、これも最小限に縮めていかなければいけない。

いずれにしても、今まで三重県が過去経験のしたことのないことをこれか
らやっていかなければいけないと、こういうことでございますが、まず、三
重県の体制、どうしていくのかということです。もう既に新たに、みえ伊勢
志摩サミット推進局、これが設置されまして、西城さんが新たに局長になら
れて、当面16人の体制でスタートということですが、過去の洞爺湖などのサ
ミットを見ますと100人を超える方々が準備に携わっておられるというこ
とでございます。

今後の三重県の体制づくりとそのスケジュールについて、おわかりでした
ら教えていただきたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 先ほど三谷議員からおっしゃっていただいたように、当
面16名体制でスタートしますが、今月中には30名ぐらいの体制にしよう
と思っています。

先ほど触れていただいたように、洞爺湖の場合は1カ月前で117人の体制
でした。そのうち大体2割ぐらいが民間企業から、四、五人市町から来てい
たというような状況ですので、そういう外部の方の出向も受け入れながら、
洞爺湖のときはG20という形で新興国も入った20カ国の会議もやりましたし、
開催期間が1日長かったというのもありますので、そこまでの規模には行か
ないにしても、近い規模に持っていきたいというふうには思っています。

それから、そういう担当部局だけじゃなくて全庁を挙げてやらないといけ
ません。市町への支援もそうですし、例えば道路整備のこともあるかもしれ
ないし、医療のこともあるかもしれないということです。県庁にも私
を本部長とする推進本部を設置して、全庁でやっていく体制というのも横断
的につくっていかうというふうに考えています。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） これは本当に大事な話だと、こう思いますので、その体

制づくり、しっかりと力を入れて周到にぜひ準備をしていただきたいなど、こう思います。

もう一つ伺いたいと思うんですが、今回、サミットの会場は伊勢志摩、とりわけ志摩の賢島がメインの会場になると、こういうふうに聞いておるんですが、これだけの世界最高のレベル、知事もおっしゃっていますが、の国際会議ですから、知事の御挨拶にもありましたように県民全体で盛り上げていかなければいけないということで、知事も、応援をお願いをしたいと、記者会見でも先ほどの発言でもこうおっしゃっています。文字どおり県民全体で盛り上げていくことがこれは必要だろうと思いますし、まさに求められているんだろうと思います。

そのためには、県下のいろんな地域が、単に伊勢志摩だけの話ではなしに我々の地域もこのサミットに何らかの意味でかかわっているんだよという、そのような意識が芽生えてくるということが大事だと、こう思っています、そういう仕掛けもこれから、まさにこれからの話なんでしょうけれども、考えていくことが大事なのかなと思うわけです。

例えば、ジュニアサミット等ございます。こういうものの会場は一体どうするの、また、これの開催に当たってどういう方々にかかわってもらえるのかというようなこともこれから考えていかなければいけないだろうと思いますし、それから、単に大統領だとか総理大臣が来られるだけではなしに、その御家族だとか閣僚の皆さんだとか、いろいろ一緒に来られるわけです。そういう方々が県下でいろんなイベントに参加していただいたり、また、いろんな各地を回っていただいたり、そういうことを県下全域でやっていくことによって三重県全体が、やはり我々の地域もサミットにかかわっているんだ、我々の地域は決してサミットと無縁ではないんだという意識が出てくると、こう思います。もちろん、警備上の問題等いろいろありますから一概に県下どこでも自由に動けるよという話でも当然ありませんし、一定の制限はあるとは思いますが、そのあたりのところも十分考慮して今後の対応は検討すべきだと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○知事（鈴木英敬） まさに三谷議員のおっしゃっていただいたように、県下全域に効果が波及するようなサミットにしたいと思っています。

わかりやすいのでいけば、先ほどおっしゃっていただいたジュニアサミット、これは、同じ期間に、大体高校生ぐらいが中心になりますけれども、自分たちで子どもの貧困や教育について議論をして首脳たちに提言をするというサミットですが、これ自身は、洞爺湖のときは、本体は洞爺湖でジュニアサミットは千歳市でやりました。あとは、ドイツのハイリゲンダム、前回総理が行かれたときにはビスマールという地方都市でやりましたし、イタリアのラクイラというところでサミットをやったときは、ジュニアサミットはローマでやったりと、そこに限らずいろんなところのできるオプションがありますので、県下全域に効果が波及するようなことを考えたいと思います。

それから、配偶者プログラム、首相や大統領の御婦人に回っていただくプログラムがありますが、これも洞爺湖の例を参考にしますと、道内、一定の制限はありますけれども、いろんなところを回っておられますので、三重県のいいところをよく知ってもらうような取組にしたいと思います。

それから、先ほどのジュニアサミットと、洞爺湖のときには道内高校生との交流というのもありましたので、それもいろんな県下の場所もいろいろ考えられると思いますから、そういうことも含めて全体の取組としたいと思いますし、北海道全体で花いっぱい連携運動というようなことで、地域ごとにいろんなお花を一つのキーワードにしてみんなが参画できるような取組をやられたりしていますので、そういう市民の皆さんにも参加していただくようなことも含めて、県下各地で盛り上がっていただけるような仕掛けをこれから考えていきたいと思っています。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） ぜひ全ての県民が、また、全ての県下の地域がサミットにかかわれる、また、我々のサミットだと、三重県のサミットだという、そういう意識が芽生えるような、そういう仕掛けなり催しをぜひお考えいただきたいなど、こう思います。

昨日の新聞を見ておりますとサミットの経済波及効果が出ておりまして、県内で約130億円、全国で約510億円ぐらいだろうと百五銀行のシンクタンクが試算をしたと、こういうふうに出ています。宿泊費だとか飲食費だとか物品購入費、また、建設関連、こういうものの、直接的な経済効果、これも非常に僕は大事だと、こう思いますが、もっと大事なのは、国内外に伊勢志摩の情報発信、三重県の情報発信をして、多くの方々に三重県を認知していただく、三重県のことをよく知っていただく、伊勢志摩のことを御理解いただく、一度行ってみようかな、そんな気持ちになる、そういう間接的な効果も非常に大切だと、こう思います。

しかし、これは、言うのは簡単ですがなかなか実際は難しい。国内での今までのサミットは、例えば沖縄でありましたよ、先ほどおっしゃってました北海道の洞爺湖でありましたよ、これはほとんどの方が言えると思うんです。じゃ、海外の今までのサミット、2008年に洞爺湖のサミットがあって、それ以降毎年のように世界各地でサミットが行われていますが、じゃ、どこであったのと、すぐ名前が言えるような人はほとんどいない。今、現にドイツでやっていますが、ドイツでやっているのは知っていても、ドイツのどこでやっているのというのはなかなかぴんとこないですよ。ずっと言える方も少ない。つまり、2日なり3日なりサミットをやって、そのときは伊勢志摩サミットということで世界中に発信されるかもわかりませんが、それが過ぎてしまうと、次のサミットの話になってきたときに伊勢志摩が忘れ去られていくということであってはいけないと思いますから、ある意味ではこちらのほうが相当力を入れて今後の対応を考えていかなければいけないと、こう思っています。

ですから、そういうことも含めて、知事が考えられているサミット効果、これはどういうものを考えておられるのか、そのために県としてはどうしていかうとしているのか、その点を教えてください。

○知事（鈴木英敬） 経済効果については、まさに今、三谷議員からおっしゃっていただいたように、洞爺湖のときも直接効果は350億円ぐらいで、

間接効果、つまり、将来にわたって認知度が上がって国際会議の件数等が増えてというので5年間で283億円、パブリシティ効果、メディアとかに出ることで1013億円というそれぞれの効果が出ているということです、三重県においても先般百五経済研究所が出したものの以外に間接効果やパブリシティ効果もこれから算出していく必要がありますが、算出に当たっては経費がどれぐらいかかるかということから投入しないとあの式が出ませんので、経費が今現時点ではわかりませんので効果は明らかにできませんが、そういうところはしっかり今後試算していきたいと思えます。

そこで、おっしゃっていただいたように、洞爺湖でもそうでしたし、私、沖縄の名護も行かせていただきましたけれども、やっぱり、その後やサミットの事前に来てもらったときに行ってよかったなと思ってもらったり、メディアの人たちが来てもらったときにしっかりよかったなと思ってもらうためのそもそもの地域の観光地としてのレベルアップというんですかね、旅館、案内板表示、Wi-Fiの整備、その店舗の状況、そういうものも含めて事前に、サミットまでに、事後のことを考えた観光地や事業者の皆さんのレベルアップを図っていくというようなことがありますのと、その後にどういうPRをするのかというのを含めた、例えば商品開発であったり旅行商品のことであったりという後をにらんだ事前の準備というのが大変重要だと思えますので、その点については県民会議を新たに発足させて、今の誘致協議会を少し発展的に、より県全体の皆さんに入っていていただいて会議にしようと思っていますので、そこでもいろんなお知恵をいただきながら意識共有を図って行って、そういう取組を、後につなげる取組をしていきたいというふうに思えます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 総費用についてはまさにこれからの計算ということになるというお話ですが、今、やはり県民の関心というのは一体全体どれぐらいかかるのということですから、これはできるだけ早い時期にぜひお示しをいただきたいと、こう思っています。

それから、やはりメーンの会場は志摩観光ホテルにしても、プレスセンターは県営サンアリーナだ、また、そこに至るいろんな輸送の関係だとか、いろんなところでいろんな費用が生じてくると、こう思っていますし、また、今、我々がなかなか想像できないような費用が出てくるという可能性も当然あるわけです。今、1億円ほど、つかみ金と言うと非常に失礼ですが、1億円ということで上がっておりますが、9月補正ぐらいには全体としての大枠は示されるのでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 外務省とこれから調整をする中で、予算、県の負担というのがどれぐらいかというのを精査していきたいと思っておりますので、早ければ9月ということになると思えますけど、なるべく早くお示しができるように外務省とも相談していきたいというふうに思います。

加えて、やっぱりなるべく、県費、財政状況が厳しい折ですから、いかに効果があるとはいってもなるべく県費負担については縮減できるように、洞爺湖のときも、民間の皆さんの協賛事業とか、寄附事業とか、そういうのをやっていただいて、盛り上げとともに県費負担の縮減というのもやっていただきましたので、そういう部分についても配慮をしてやっていきたいというふうに思っています。

あと、つかみ金ではないんですけども、1億円につきましては、今回の常任委員会におきまして雇用経済部から説明をさせていただきます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） つかみ金という表現がいいかどうかはともあれ、中身が全くわからない間にぼんと1億円が出てきましたので、通常これが世間ではつかみ金と、こういうことだと、こう思っております、サミットにつきましてはまたこれからおおい、各常任委員会等でもいろいろな御説明があると、こう思います。また、全員協議会が予定されておりますので、そこでもう少しまた突っ込んだお話があるのかなと、こう思っておりますので、サミット関連はこれぐらいにさせていただきたいと、こう思います。

次の項に移らせていただきたいと思います。知事が政策集で、8年かけ

てやると、こう言われた課題についてお話をさせていただきたいと、こう思います。

今から4年前の知事の政策集、このごろ持っておられる方もだんだん少なくなってきました、焼却炉で燃やした方もひょっとしたらおられるかもわかりませんが、4年前の政策集をよく読んでおれば気がついたんですが、前回の政策集で、8年かけてやると、こうおっしゃっている課題が二つあるんですね。だから、考え過ぎかもわかりませんが、4年前から知事は最低8年はやるという前提でお考えになっていたのかなと、こう思っています、あそこまで読み切っておれば昨年代表質問で、知事、次の選挙に出るのかどうかというあのつまらん質問をするまでもなかったんだろうと、こう思っています、その意味では少し反省はしているんですけども、改めて、8年をかけて実現をすると、こうおっしゃっておることについてお伺いをしたいと思います。

一つ目は、「命の格差は許さない～医療・介護・福祉」の項の中にございます、8年以内に介護施設待機者ゼロ、65歳以上1人当たりの特別養護老人ホームが三重県は最下位であると、だからゼロにするというのが一つです。

それと、もう一つは、「子どもはみんな天才だ！」の項にある、学力を8年以内にトップ3にすると、学力テスト完全実施、市町別の情報公開、結果に基づき教員の増加など、徹底した支援を行うと。

この二つが4年前の政策集で、8年かけてやると、こう言われた項目です。

では、今回の新しい政策集で、先ほど申し上げました8年をかけて実現をするというこの二つのことはどうなっているのかと、どういうふうに書かれているのかということに改めて拝見させていただきました。

まず、特別養護老人ホーム、特養につきましては、開花宣言3の「命・暮らし」の項の中に、医療・介護・健康づくり、ここに書かれているんですが、こう書かれています。「特別養護老人ホームの待機者解消をハード・ソフト両面からの取り組みにより目指します。」と、こういうふうになっているんですね。前回は8年以内に介護施設待機者をゼロとするという記述だったん

ですが、それが待機者解消を目指しますというふうに変ったんです。する
というのと目指すというのは、これはかなり日本語としては意味合いが違う
と、こう思います。

それから、もう一つの学力につきましては、新しい政策集、この中の開花
宣言1の「教育・人づくり」の項で最も最初にこれが登場してきます。「子
ども達の学力向上」、こういう項がありまして、この中に、「全国学力・学
習状況調査について、まずは4年以内の早期に全国平均を上回ることを目指
して取り組みます。」、こう書かれているんです。8年以内にトップ3と、
こう書かれたやつが4年たつと、4年以内に、早期に全国平均を上回ること
を目指して取り組みます、ある意味では大きくトーンダウンしています。正
直だなど、こう思いますけれども、トーンダウンをしています。

「もうすぐ、花が咲きます。」、先ほどおっしゃった「みえ『開花』宣
言。」の最初のリードの部分というのは、「4年前新しい三重に変えるのは、
今しかない！をスローガンに、『しがらみ』と『無駄』を断ち切り、税金の
使い方の改革を行い、『県民幸福実感度』を高めるための具体策を実行す
ることを約束しました。そして、新しい扉は開きました。」、こういう言葉で
始まってきて、結びに、「そして、新しいスタートから4年。今、チカラは
実を結び、新しい三重が姿を現しはじめました。みんなの力で、日本一の花
が咲きます。」と、こう力強く書かれているわけです。言いかえれば、4年
前に種をまきましたよ、それからいよいよ芽が出て、いよいよ日本一の花が
咲く、この4年間になるんだと高らかに宣言されている、こういうふうに理
解しても間違いのないと思います。これが今回の知事の政策集、「もうすぐ、
花が咲きます。みえ『開花』宣言。」、これの意味だと、こう思っています。

別に、4年たったからトーンダウンした、だからけしからん、そんなこと
を言うつもりは毛頭ありません。状況が変わってきたり、当時とはまたいろ
んな条件が変化してきたり、4年前書かれたときは予想しなかったような
事態が起きてきたり、いろんなことがあります、だから、ある意味、変
わってきてもそれはおかしくはないと、こう思います。

しかし、やはり政策集というのは知事の政権公約ですよね。ですから、やはり変わったならなぜ変わったか、その理由をきちっと県民に説明する、その責任は知事にあると、こう思っております、その説明抜きで、8年前はこうでしたよ、4年たったらこうでしたよというだけでは、恐らく県民の多くの方々は御納得いただけないと、こう思いますが、なぜ変わったのか、この点をわかりやすく御説明いただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問をいただきました。前回の政策集と今回の政策集、介護と学力の部分についてトーンダウンしたのではないかと、トーンダウンしたのならその理由をしっかりと説明せよという御質問をいただきましたので、2点答弁させていただきます。

まず、1点目の介護でありますけれども、県内の特別養護老人ホームの入所申込者は平成26年9月現在で9507人ですが、申込者の中には介護度が軽度の方や他の高齢者施設に入所されている方も含まれています。ずっと政策集でもそうですし、みえ県民ビジョンでは、これらの入所申込者のうち、介護度が重度で在宅の入所待機者の解消を目指すということにしておりまして、その数は平成26年9月時点で1574名です。この中には、入所が可能になったにもかかわらず入所を断った方550人や、入所の手続中の方161人も含まれておりますので、実質的な待機者は863人であり、施設整備を着実に進めてきた結果、待機者の数は年々減少しています。

県では、これらの待機者の状況や今後の要介護者の増加の見込みなどを踏まえて、平成27年度から29年度までを計画期間とする第6期三重県介護保険事業支援計画において、さらに約1200床の特養の整備を計画しており、適切な入所決定とあわせて、入所を必要とする人が速やかに入所できる体制は整えつつあります。

そこで、そういう意味では、待機者ゼロを目指していく、その解消を図るということの基本的なスタンスは前回の政策集ともいささかも変わってはおりませんが、財政状況とか、あるいは、先ほど申し上げたような、入

所できるようになったにもかかわらず断る方がいるとか、そういうような状況、あるいは、将来の不安に対する、これから社会保障制度もいろいろ変わっていく中で、将来への不安に対し予防的に申し込みする人が増えてくるなどの、そういう不確定要素もあるということが、4年間いろいろ、知事を務めさせていただいてそういうことも広く見えてきたということもありましたので、表現としては待機者の解消を目指すというふうに、今回の政策集、やらせていただきましたけれども、基本的なスタンスは変わっていないというようなことでございます。

一方で、待機者を本質的になくしていくためには、介護が必要になっても住みなれた地域や自宅で必要なサービスが受けられる体制づくりを進めることも重要です。このため第6期三重県介護保険事業支援計画では、地域それぞれの特性に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を支援することとしています。

続いて学力のほうですけれども、私が考えます学力というのは、生き抜くために学ぶ力と学習によって得た知識の二つがあると思っています。それらの学力が身についているかをはかる一つ的手段として全国学力・学習状況調査があると考えております。

平成26年度のその結果は、3年連続で小・中学校とも全国平均を下回るという厳しい結果でありました。本県を取り巻く教育条件が他県に比べ著しく劣っているわけではない中、全般的に三重の子どもたちや保護者の皆さんからの負託に十分応えているとはいいがたい状況にあり、大変重く受けとめております。これまで教育委員会とともに取り組んできた様々な施策が学校に浸透し切れず、結果につながらなかったことは、大きく反省をしているところであります。

このような中、学力の向上のためには、子どもたち一人ひとりが自己肯定感を高め、やればできるという思いを持つことが大事であると考えております。さきの選挙を通して、県民の皆さんの教育、人づくりに対する関心の高さを改めて強く実感したところでありまして、私としても改めて県政の重要

な課題として位置づけ、危機感を持って取り組んでまいります。

そこで、一つの目指すところ、目標については、高いレベルへの思いは持ちつつも、やはりこれまでの取組の教訓や他県で学力向上を果たした県のかかった年数などの状況などを参考にすれば、まずは具体的な一つのステップとして4年以内の早期に全国平均を上回るということを設定し、着実に一步一步成果を積み上げていくということとさせていただいたところであります。

目標を共有しながら、子どもたちや現場の教員もやる気を持って、一体感を持って教育活動に臨んでほしいと願うとともに、目標をなし遂げたときの達成感が自信となり、次なる目標へとつながっていくと考えています。子どもたちの可能性を引き出し、将来の選択肢が広がるよう、大人たちが一丸となって子どもたちの学力の向上に取り組む必要があると考えております。子どもたちの一層輝かしい未来に向けて、私も一緒に汗を流してまいります。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 待機者をゼロにするという基本的スタンスは何ら変わらないと、将来的な予防的な要素、将来の不安に対してのそういうこともあるので、今後は、地域包括ケアシステム、こういうところに移行しながらしっかりと対応していくと、こういうお話だと、こう思います。

しかし、本当にそれだけで、地域包括ケアシステムに移行していくということで、知事がおっしゃったように年々改善されてきているのかなと、私、少し疑問なんです。例えば桑員地区の入所待機者数を見ますと、平成23年の9月が127人、24年は少し減りまして119人なんです。ところが、25年、26年は逆に増えて140人になっている。知事がおっしゃるように、県下全域、いろいろ引き算をしていけば、こういう軽度の方とか、申し込んだけど来ない人とか、そういうのをどんどん引き算していけば知事のおっしゃるような数字が出てくるのかもわかりませんが、全般的に見れば、好意的に言って大体横ばい、悪く言う必要もないかわかりませんが、少し増えているのではないかと、そういう感じがしておりまして、本当に地域包括ケアシステムの中でこういうものがきちっと完結できるのかどうか、その点、知事のお考えを

聞かせてください。

○知事（鈴木英敬） 私が今答弁させていただいたのは、全て地域包括ケアシステムでやるというんじゃなくて、施設整備はしっかりやりつつも、それに加えてそもそもの、そういう入所者、入所希望の人の数を減らしていくことに地域包括ケアシステムなどをしっかりやるのが一定の効果があると思っていますということですので、それだけが伝家の宝刀というふうには思いません。ですので、それだけで全てを解消できるとも思いませんが、確かに、おっしゃるように県全体でいけば、さっきの私が1574人とやった重度で自宅にいられる方は、私が知事に就任させていただく前の平成22年度では2240人ですので、大きくは減っていませんけれども、漸減しているとは言えるんじゃないかと思います。

一方で、桑員地域は確かに、いろんな、各、毎年施設整備の要望などを聞いて、それと市が出せる予算とかもありますので、そういうことの関係で実際に整備が進んでいない部分があるというのも事実だと思います。そういう市町が持っていた財源との関係で地域差みたいなものもあるのも事実だと思いますから、そういうところも視野に入れながら、しっかりめり張りをつけた介護の政策をとっていく必要があると思います。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） ぜひ待機者ゼロを目指して力を尽くしていただきたいなと、こう思います。

もう1点、教育、人づくりの話なんですけど、早期に全国平均を上回ることを目指すと、こうおっしゃっている一方で、学びの選択肢拡大と魅力向上というのをまた別に挙げられております。先日の知事提案説明でも、本補正予算において学びの選択肢拡大に向けて有識者を交えた検討懇話会を設置して、大胆な提案などの議論や検討を行う中で、新しい視点、角度からの施策や政策提言につなげていきたいと、こういうふうにも述べられております。

検討懇話会を設置して大胆な提言を聞かせてもらう以前に、既に知事は知事の政策集の中で、公立の中高一貫教育だとか、国際バカロレア資格取得可

能な全国初の公立学校の設立というような、非常に大胆なことを政策集の中で書かれていると、こう思います。知事の政策集に単にお墨つきを与えたり合理化するだけの検討懇話会ですと、私はそんなものは当然要らないと、こう思っておりますので、そのあたりのことがどうなのかということが1点。

それから、これの所管が戦略企画部なんですよね。教育委員会じゃない。戦略企画部で一定の方向性を打ち出して、その下請で教育委員会がやるのかどうか、そこはよくわかりませんが、そのまま全て読ませていただくと、一部のエリート養成のための教育に重心を移してこられるのではないかな、そんな感じがしてならないんです。やはり、そういうものは公教育の理念に必ずしも合うものではないと、こう思っております、そのあたりのところの知事の真意を聞かせてください。

○知事（鈴木英敬） 公教育と公立学校、これは定義が違うと思いますのであれなんですけれども、公立学校が果たす役割というのは、やはり教育の機会の保障や確保、そういう意味で大変重要です。特に家庭環境が恵まれない子どもたちとかにも含めてそういう機会などが保障されるということが大事だと思いますので、そういう部分において、学力も規範意識も体力も人権のことも、様々なことが公立学校でしっかりと、家庭的環境とか社会的環境に左右されずに学べるようなことを保障していくということが大事ですので、そういうのを基本的にやるということは当然のことであるというふうに思っています。

加えて、今回の学びの選択肢の拡大という部分については、そういう中にあってもいろんな、グローバル化のこととか、いろいろ社会の状況が変容している中で、学ぶ場の多様化をしていく、こういうものを選択したい、本当は三重県で、例えば国際バカロレアのこととかを学ぶようなところ、三重県で行きたいんだけど、それが無いからどうしても県外に行かないといけないというような子どもたちが、三重県で学びたいと思っているのに学べないというようなことがあってはならないと思っておりますので、そういう選択肢を多様化していきたいと、そういうような思いが今回の真意であります。

加えて、先ほど公教育と公立学校と申し上げたのは、公教育というのは、

私立学校も建学の精神に基づいて公教育の一端を担うというふうになっていますから、私立学校も多様な学校運営をやっています。多様な教育をやっています。それと同様、学びの多様性をしっかりと確保していくということが公教育全体として大事だと思いますし、公立学校が果たす役割というのは今申し上げたとおりです。

加えて、中高一貫教育校については、連携型を含めると既に45の都道府県で実施されています。そういう意味も含めまして、急進的にエリートだけがというような内容でないということは、他県の状況などを見れば御理解いただけると思います。

いずれにしても、先ほど三谷議員のおっしゃっていただいたように、僕が政策集に書いたことだけを追認するような委員会とかじゃなくて、三重県の教育現状も踏まえたりしながら、いろんな学びの多様化という観点から意見をいただくような場にしたいと思っています。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 過去4年間見ていると、知事、結構、当たり前の話なんですけど、政策集にはこだわりをお持ちでございまして、政策集の一項目一項目がいろんな意味で、過去4年間、実現をしてくれています。私は、これはこれで評価できると思うんですよね。選挙のときに、県民との契約というか、お約束ですから、それを知事は4年間の間に実現していくということは大事だと、こう思いますので、それはそれで僕は何も恥ずかしいことでも何でもない、隠す必要もない話だと。ですから、政策集で、先ほど知事がおっしゃったような施策なんかいろいろ書かれている、これを、改めて検討懇話会を設置して、しかも戦略企画部で議論をされるというのは、私は少し違うのかなと、こう思っております、これ、教育委員会じゃなくて、なぜ戦略企画部なんですか。

○知事（鈴木英敬） 今回、戦略企画部にひとづくり政策総括監というのを任命しました。その思いは、今回の学びの選択肢拡大もそうなんですけれども、学校教育のところだけじゃなくて、例えば幼児教育のところ、就学前教

育のところをどうするんだ、あるいは生涯教育全般のことをどうするんだ、高等教育機関の部分について、ほぼこれまで県はノータッチでありましたけれども、そこの部分についてどうするのかということを整合的に全体を見ながら優先順位をつけていくというようなことを考えれば、学校教育を所管する教育委員会の範囲だけでは少し余るのではないかというふうに思っていますし、加えて、今いろいろ、国のほうとかでも職業人材についての議論なども出ています。そういう産業、1次産業も含めた産業などの担い手という観点からも、教育段階で、学校教育や就学前教育や高等教育段階でどうするのかということも含めた議論もしていかなければ学びの多様化にはならないと思っていますので、学校教育を所管する教育委員会だけでは少し範囲がおさまらないという観点から戦略企画部でやるということにしました。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） まだこの問題は、非常に間口も広い、今の知事の御説明どおりだとすれば非常に間口の広い話だろうと、こう思いますので、職業教育から含めて多様な人材の育成等、1次産業の人材まで育成していく、そういう観点も入れていくんだということになれば、それなりの議論がこれから続くのかなと、こう思っております。

それならば別に、戦略企画部が本来の役割としては県庁の司令塔ですから、司令塔としての役割をこういうところできちっと果たせよということなのかもしれませんが、しっかりまた議論をさせていただきたい、こう思います。

余り時間がなくなってきましたので、同じく新たな政策集の「みえ『開花』宣言。」の中から幾つか質問させていただきたいと思うんですが、まず、開花宣言の3、「命・暮らし」の中の「防災・減災」のイの一番に挙がっておりますのが海拔ゼロメートル地帯の対策についてであります。

南海トラフ地震対策特別措置法の対象地域から、強化地域から、私の地元でございます桑名市だとか木曾岬町、ここが外れたというのは御承知のとおりでありまして、今ここでなぜ外れたかという議論を蒸し返すつもりはありません。

その外れたことへの県の対応として知事が、命の重さには違いがないんだよと、こうおっしゃっていち早く、他の対象地域と同じようになるよう、市町が津波避難施設を整備する際の県独自の補助率かさ上げ制度の創設、これを表明されたということは地元の1人としても高く評価をさせていただきたい、こう思っておりますし、今後、木曾三川下流域沿岸部の河川・海岸堤防の耐震対策のほか、河口部の大型水門や排水機場の耐震対策を積極的に進めていただけるようお願いをしたいと思いますし、期待もしておりますのでございます。

このフリップをお願いしたいと思います、(パネルを示す) ちょっと小さいので見にくいのかもわかりませんが、これ、木曾三川の下流域の地図です。この緑色で囲われているところが、ここが木曾川でありまして、こちらのほうが揖斐、長良川、この真ん中の島が桑名市の長島町ということです。

ここに書かれておりますとおり、木曾川の河川堤防において耐震対策の必要な区間は14キロメートル、そのうちの2割が対策済みですということです。ある意味ではまだ8割ができていないということになってきます。

全国防災が始まって今年で5年目で、もういよいよ今年で全国防災も終わりです。今、国土交通省のほうは、当然優先順位を考えなきゃいけませんから、下流域から、つまり国道23号の下流のところから順次、堤防の耐震対策、これをやっていただいております、全国防災が切れる平成28年度以降どうなるのかというのは非常に不安なところがあるんですが、こちら辺の見通し、もしおわかりでしたらまた教えていただきたいと、こう思います。

この地図をちょっと見ておいていただきたいと思います、ここが木曾川、こちらが揖斐川、長良川ということで、この間が長島という、こういう形です。ここに伊勢湾岸自動車道が走り、ここに国道23号が走り、ここに国道1号が走り、ここに東名阪自動車道が走る、こういうふうな地勢ということになっております。

もう一枚、(パネルを示す) この図面は、先ほどのものそうなんですが、これも国土交通省からいただきました。もし大規模地震が起きて、レベル

2と、こう言われているんですが、レベル2というのは現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持った地震動ということなんですが、このレベル2が起きますと、これは木曾川左岸9.4キロメートル地点、JR橋梁上流部のイメージ図と書いてあるんですが、愛知県側です、愛知県側の弥富市の国道1号よりもう少し上にJRが通っておりまして、その上流部ということなんですが、今ありますこの堤防の高さが、現況の堤防高6.3メートル、これがそういうふうなレベル2の地震が起きたときに4.2メートルまで下がりますよというのがこのイメージ図なんです。

もちろんこれは、いろんな前提条件だとか、いろんなことで様子はかわってきます。こういう調査のときに動と静と二つがあって、これは静ということなんです。静というのはどういうことかということ、いつときにどんと地震があったときに静、動というのは一定の期間揺れ動いたのを動と、こういうんですが、これは静のときのイメージ図ということでもあります。

6.3メートルから4.2メートルに下がっても、平常時の最高水位が3.2メートルですから、まだ1メートル余裕がありますから、このままでは水が入ってくる心配はないということだと、こう思っております。

もう一枚、(パネルを示す) 次のこれは木曾川の右岸、つまり三重県側です。三重県側8.2キロメートル、大体先ほどのところの三重県側というふうに理解していただいたら間違いないと思いますが、国道1号のあたりかなと、こう思っております。尾張大橋のあたりかなと思っております。堤防の高さが5.4メートル。これが同じようにレベル2の地震動があったらどこまで下がるか。この5.4メートルが、この調査でいくと0.7メートル、つまり70センチまで下がってしまうということなんです。

平均の満潮時が1.2メートルということですし、平常時の最高水位が3.2メートルですから、先ほどと同じように、もうこれは無条件で水が入ってくるんですね。無条件で水が入ってくる。しかも、堤内、つまり陸地側、長島側の高さはマイナス1.3メートルということですから、もうこれはどんどんどんどん水が入ってきて、瞬時に水が入ってきて水浸しになると、浸水が一

気に広がるというのがこの図なんです。

もう一枚、（パネルを示す）これは揖斐川右岸2.7キロメートル、先ほどの最初の図面にありましたように桑名市の長島というのは、愛知県側は木曾川を境とします。それから、それを挟んで揖斐川がもう一方のほうを流れているということで、揖斐川の右岸2.7キロメートルということですから、これは恐らく国道23号あたりかなと、こう思うんですが、堤防の高さが今は7メートル。これが、レベル2の地震が起きて液状化が起きれば一気に1メートルまで沈下しますよと。7メートルが1メートルまで下がる。当然、3.2メートルが最高水位ですし、満潮時の平均が1.2メートルですから、しかも、堤内、つまり陸地側はマイナスの40センチということですから、こちらのほうからもどンドン水が入ってきて、一気に長島は水につかってしまうということになるのかなと、こう思っておるところです。

これを、国土交通省の木曾川下流へ行って、これの説明を聞かせていただきました。木曾川下流のほうはなかなか話が慎重で、これは試行したものだとか、試みにしたものだからとか、前提条件によっていろいろ違いますよとか、また、これ以外にも幾つか複数の地点で調査をされておるんですが、そのあたりのところを教えてくださいと言っても一切開示がされなかったんです。教えてもらえなかったんです。つまり、誤解を生じたり、こういうシミュレーションの結果がひとり歩きをしていろいろ混乱を起こしたり、そういうことがあってはいけないのでということで教えていただけませんでしたけれども、こういう調査があって、こういう調査結果があるということは県は御承知なんでしょうか。まずその点を教えてください。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） ただいまのデータにつきましては、私ども、初めて見させてもらったデータでございまして、存じ上げてはおりません。

ただ、私どもも被害想定を調査、県が出す場合には、出す際にいろんな情報をとってみました。その際に、これも議員の言われたと同じように内部データという説明もございましたけれども、いろいろな、ああいった絵では

ございませんけれども、例えば揖斐川なんかの沈降データなんかも取り寄せましたけれども、そもそも私どもは被害想定を出す際に考えておったことは、先ほどレベル2という話もございましたが、レベル1とレベル2という国の考え方をいまして、レベル1については、先ほどレベル2という御説明がございましたけれども、ハード政策、ハード整備の場合にはそうした精緻なシミュレーションをしながらやっていくべきものだという認識ですけれども、国の考えが載っておりまして、避難計画等につきましてはレベル2でもって最大限沈降75%でやるというルールでございましたものですから、そうしたデータについては被害想定では使わなかったということでございます。

以上でございます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） これ、先ほどの揖斐川の図面です。一番最後に示したやつ。（パネルを示す）これは7メートルが1メートルまで下がるよという図面なんですね。今、部長は、そういう情報というのはなかなか開示してもらっていないというお話です。75%の前提でいろいろ考えるんだと、こうおっしゃいましたが、7メートルの75%というのは1メートルじゃないんですよね。もっと高い。例えば3メートルぐらい。3メートルは行かないか。2メートルぐらいあるわけですよ。つまり、これは75%をずっと下回る数値が出てくるわけです。

ですから、ここで大事なのは、いろんな情報をできるだけとっていただいて、これはどれが正確かというのはなかなか難しいと思います、しかし、最悪の最悪を考えていく、しかも、想定外というのは常に災害のときには言われる枕言葉ですので、やはり最悪を常にお考えいただかなければいけないと、こう思っておりまして、僕は75%の話というのは余りするべきではないと、こう思っています。

桑名の市役所だとか、木曾岬の役場だとか、防災担当の方とお話ししますと、必ず75%という数字をおっしゃるんです。しかし、現実には、正確ではなくて試みの調査かも知れませんが、こういう調査をしたら75%をさらに下

回ることが出てくるということもまた現実の話ですから、そのあたりのことはぜひ再度頭を切りかえていただく、そういうことが必要かなと、こう思っています。

その上で、県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会でどんな議論がされているのかなということをお伺いしたいと思います。

昨年11月7日に開かれたということで、今年4月7日にも国への要望をまとめるのに検討会があったというふうにも聞いております。今後、この対策協議会のあり方、これを僕は考えていかなければいけないと、こう思っておるんですが、今までのように、国への政策提言だとか国への要望、そういうものをまとめていくということならば、国に入っていたかなくても僕はいいと思うんです。県と桑名市と木曾岬町と、関係の基礎自治体と県と一緒に、どうしよう、どうしようという、そういう議論を進めていく、そのことでいいと思うんですが、知事提案説明、あの中にもあったんですが、広域避難が発生した場合のルールづくりをこれから具体的に検討していくんだということになりますと、県と桑名市と木曾岬町だけで本当にいいのかと。やはり木曾三川、国を代表する一級河川ですよ。代表する一級河川。この木曾三川の河川管理者である国にも入っていただいて、きちっとした有効、適切な避難ルール、広域避難のルールというものを考えていく必要があると、こう思います。

今まで、この間木曾川下流へ行ったら、県のほうからこういうことの呼びかけがありましたかと言ったら、いまだに一回もありませんと、こうおっしゃっていました。呼びかける気がないのかもわかりませんが、具体的な、有効、適切なルールをつくらうと思えば、やはり国にも入っていただいて同じテーブルの上で議論をしていく、そういうことが必要だと、こう思いますが、その点、いかがでしょうか。

○防災対策部長（稲垣 司） 先ほど議員も言われたように、まず一つは、最終的には広域避難体制を構築するわけですが、それへの国への要望は財政支援措置だということであって、そういった意味では国がこちらに入

ていただくのはなかなか難しいかなというふうを考えておるのが一つありますけれども、一方、議論につきましては、私どもは段階的に考えておりまして、昨年11月に中間的に取りまとめた段階で、一旦今後は各市町で避難計画をつくり、それをベースに広域避難計画を、広域避難施設の場所の設定も考えながら考えていくという議論に持っていくつもりで、一旦、市町、要するに自治体でもって考えるというスタンスをとっております。

国との関係におきましては、実は3県1市の会議でもって、県境をも越える場合がどうかという議論とか、あるいは東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会というのがございまして、そちらのほうでも広域避難については議論をしておりますものですから、各地でそれぞれのスタンスでやっておってその情報はしっかりとっておりますので、そうした意味で、これは要望もかなり重要視していることから国には入っていただかないと、そういう方向のほうがいいのかなというふうに思っております。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 協議会の場がふさわしくない、なじまないということなら別に、やはり国も入っていただいて全ての情報を開示していただいて、そこで具体的な議論ができるような、そういう場づくりというのが僕は必要だと、こう思っておりますので、そのこともぜひお願いをさせていただきたいと、こう思っています。

時間がありませんので、最後の話にさせていただきたいと、こう思います。

子どもの貧困対策、これは知事の政策集で特出しで一つ出させていただいております、これは我々も高く評価をさせていただきます。新政みえもこの数年、この貧困対策、しっかり取り組んできておりまして、まさにそういう意味で、方向性、ベクトルが一致したかなと、こう思っておるところなんです。

貧困率、実に16.3%、しかもこれ、毎年悪くなっていっているんですね。1998年が12.9%、2009年が15.7%、そして次が16.3%ということですが、国の大綱だとか対策法、これを受けての話になるかもわかりませんが、今後、

実態調査を行って、ここもまた有識者検討会が出てくるんですが、有識者検討会を設置して、三重県子どもの貧困対策計画（仮称）を策定すると、こういうスケジュール感だと、こう思いますが、まず、どこまで踏み込むのかということなんです。当然、子どもさん一人ひとり、取り巻く状況というのは違います。家庭状況も違えば、家族構成、収入の状況、また、健康の状態等も違うんですが、どこまで踏み込んで実態調査をするのか、それが1点。

それから、やはり、全国の基準とは別に、三重県独自の視点のそういう調査もあるのかどうか、この点をまず教えてください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 子どもの貧困対策の関係でどこまで踏み込むのかということでございました。

まず、私の思いとしまして、やはり貧困は子どもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼしますけれども、その責任は子どもたちにはありません。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困の連鎖で子どもたちの将来が閉ざされてはいけない、そういう思いで今回、私の政策集にも子どもの貧困対策をやっていこうということで盛り込ませていただきました。

おっしゃっていただいた検討委員会を5月28日に、1回目、やりました。やっぱり貧困の実態が見えにくい、わかりにくいということなので、実態把握から進めようというようなことでありますけれども、まず、基本的には関係機関の児童相談所とか福祉事務所とか保育所とか学校とか、子どものそういうような部分についての聞き取りをしていくんですが、これは私が直接指示しましたけれども、やっぱり情報を出しにくいけれども、当然匿名性というのは十分配慮して、協力してくれる方に限りますけれども、当事者から見て今の貧困に対する関係機関の支援の状況はどうなのかという、当事者の方の思いをちょっとでもちゃんとしっかり聞いた実態調査であるべきだというふうに思っていますので、数をたくさんというのはちょっと難しいかもしれませんが、当事者の方の思いも含めた実態調査にしたいというふうに考えて

おります。

それから、これは市町との連携なくしてはやっていけませんので、市町と連携してしっかり取り組んでいく必要があると思っていますのと、今回の計画は、計画自体どれぐらい踏み込むのかということについては、何らかの数値目標的なものは設定したいというように考えています。しかし、先ほど議員もおっしゃっていただいた子どもの貧困率、代表的な指標の子どもの貧困率は都道府県別の数値が示されていませんので、それをというのは難しいと思いますが、何らかの数値目標を設定してPDCAを回して、子どもの貧困を少しでも改善できるような形の取組にしていきたいというふうに思っています。

一方で、国に対してもっと実態がわかるような調査をしっかりしてほしいということを、この5月、塩崎大臣に私のほうから直接お願いしてまいりましたので、そういう国の動向もしっかり踏まえていきたいと思えます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 数値目標を置いていただくということなので、これは素直に評価させていただきたいと思えます。できれば、子どもの貧困率、これを県で独自に調査して、一体どういう数字が出てくるのかよくわかりませんが、その数字を例えば5年なら5年でどこまで下げていくんだと、減らしていくんだと、そういう具体的な目標がきちっと設定されて初めてそれに対する有効な対策というものが僕は考えられてくるのではないかなと、こういうふうに考えておるわけですから、ぜひ数値目標はできるだけ具体的で、誰が見てもわかりやすく、しかも、それに対しての政策立案が可能な数値目標をぜひお願いしたいと、こう思います。

それに伴って、例えば、これから、数値目標をつくってからの議論になってくると思うんですが、スクールソーシャルワーカーの増員だとか、また、貧困の連鎖を断ち切るために、例えば、これは非常に、国のほうもなかなか二の足を踏んでいるんですが、県独自の給付型奨学金の創設だとか、こういうこともぜひ視野に入れてお考えをいただきたいと、こう思いますが、知事

のお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 前段のところの数値目標については、分析できるかどうか分かりませんが、様々な観点で検討したいと思います。要因がなかなか分析できていないんですけれども、三重県は、生活保護世帯、それからひとり親家庭の大学進学率が全国平均と比べてかなり低いというような状況がありますから、そういう三重県独自の特性みたいな、事情みたいなのもよく踏まえた、それを改善できる数値目標や施策の中身にしていきたいと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーの増員などについては、私どもも国にも働きかけていますけれども、大変重要なことだと思っていますし、これは貧困対策のみならず、いじめのことや不登校のこととか、全てのことに関係することだと思っていますので、そのあたりはしっかりとした取組を考えたと思いますし、奨学給付金については国の制度も見ながら少し議論をする必要があると考えています。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 改選後初めての質問ですからかなり緊張をして質問をさせていただきました。これから4年間、いろんな意味で知事とはおつき合いをさせていただくということになります。会派新政みえは二元代表制のもと、しっかりと対峙をさせていただきながら県政の進展のために今後も努力させていただく、そのことを改めてお約束申し上げ、時間が参りましたので代表質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 49番 山本 勝議員。

〔49番 山本 勝議員登壇・拍手〕

○49番（山本 勝） 自民党会派の山本勝でございます。

選挙区は前質問者と同じ桑名市・桑名郡選出でございます、特に質問項目等も大変重複したりしておりますけれども、切り口は大きくは変わっておられないかもわかりませんが、ひとつ質問させていただきますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

まず、知事のほうからも冒頭いろいろ挨拶がございましたが、主要国首脳

会議のサミットが三重県の伊勢志摩で開催をされるということで、本当に心から喜びを申し上げたいと思います。特に、白羽の矢が当たったと、こういうことの中には、英虞湾の日本の原風景とも言える自然、こんなところも少し焦点が当たったようでございますし、それから、二つ目には、伊勢神宮の尊厳で凜とした空気、こんなところも今回の候補地の選考に大きく寄与したんじゃないかなと、このような新聞報道もされておるわけでございますが、いち早く県当局のほうもみえ伊勢志摩サミット推進局が設置をされたということなり、私も今日の朝、県庁の玄関を見せていただきましたら、2016年主要国首脳会議のサミット、三重県の伊勢志摩に開催決まるということで大きな看板もぶら下げられまして、まさにムードもそのようなムードになってきたなど、こんな思いもさせていただきました。

特に、今、三谷議員のほうからは、この政策集のところを大分いろいろお話の論点にされておみえになりましたが、私も1点だけは、特にこのサミットにつきましては、政策集の19ページのところの開花宣言8というところにG8サミットの誘致実現ということで項目がございまして、まさにいち早く、桜は余り大輪とは言いませんけれども、大きな桜が今回開花をしたなど、こういうことで大変私もうれしく思っておりますながら、この政策集も、ある面では大きな施策の目標的などところというぐあいに私は受けとめさせていただいておりますので、時期、状況状況等では、ある面ではいろいろ変わってくるような、こんな状況もございますので、そんなところもひとつ、私は理解をさせていただきながらこれから質問を進めていきたいと思っております。私どもの桑名のほうでも昨日うれしいニュースがございまして、旧東海道の42番目の宿場町が桑名でございますけれども、その入り口に七里の渡しというところが、昔の船着き場のところでございますが、この跡地に伊勢国一の鳥居の竣工式が昨日行われまして、そのまた1週間ぐらい前にはお木曳等も行われて、市民の皆さん方が2000人ぐらい参加をされて、行事も盛大に行われたわけでございますが、昨日は竣工式と、それから、くぐり始めの儀式が行われまして、本当に大勢の市民の皆さん方が周りを取り囲まれまして、本当に、ある

面では祝賀ムードのような、そのような状況でもございましたが、これもある面では、私ども三重県の伊勢神宮という、ある面では精神文化、こんなところの大きな流れが桑名にも来ておるのではないかなということ、改めて喜ばせていただいたと、こういうことでございます。それでは、発言通告に従いまして質問させていただきますが、私は、できれば優しく質問させていただきたいと思ひますし、知事がこれから、ある面では政策の実現に向けて少しでもその礎になれるような、このような気持ちでひとつ、質問させていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

まず、1点目の問題でございますけれども、先ごろの選挙を経て鈴木県政2期目がスタートをいたしました。6月定例会が選挙後の最初の議会でありますので、まずは知事の政策展開の方向性について確認をさせていただきたいと思ひます。

先ごろの知事提案説明では、1期4年の成果を、観光振興、それから防災対策、雇用・経済対策などとするとともに、選挙を通して教育、人づくりへの県民の関心の高さも実感をされまして、医療、介護、子育ての取組を道半ばと説明されました。また、幸福実感日本一の花を咲かせるためにリーダーシップを発揮して、実行、実現、結果を求めるとされました。

そこでお伺いをいたしますが、選挙戦を通じて様々な声を聞いてこられたと思ひますが、その声を踏まえて、1期目の総括、いわゆる成果と課題についてどうお考えになっておられるのか。また、今後も非常に財政が厳しいため、施策展開においても一層の選択と集中が求められるわけでございますが、さらには、人口減少、地域創生など、新たな課題にもチャレンジすることを進められております。こうした中、2期目に特に注力し進めるべき施策は何か。この2点について知事の考え方をお伺いしたいと思ひます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 選挙戦で聞いてきた様々な声を踏まえた1期目の総括、成果と課題と、2期目に特に進めたいことということで、続けて答弁させていただきます。

私は、4年間、幸福実感日本一の実現を目指し、県民の皆様が未来に夢と希望を持つことができる新しい三重づくりに全力で取り組んでまいりました。とりわけ、県政運営の中で現場主義を徹底し、県内各地で市町長との1対1対談やみえの現場・すごいやんかトークを開催し、地域の声をしっかりと受けとめるよう努めてまいりました。

みえ県民意識調査の結果によると、情報発信や災害等の危機への備え、道路や公共交通機関の整備、産業活動の活発化といった指標が大きく改善されています。また、さきの選挙を通して県民の皆様から、三重県が明るくなったね、元気になったねという声もいただきました。こうした声は、就任直後から特に力を注いできた観光振興や防災対策をはじめ、インフラ整備、雇用、経済に関する政策の成果が県民の皆様のもとに一定届いたものと思っています。

一方、さきの選挙では、教育の分野でしっかり頑張ってもらいたいといった御意見をいただくなど、教育、人づくりについては県民の皆様に関心の高さを改めて強く実感したところです。また、医療や子育て、介護を充実してもらいたいといった声も多くの方からお聞きしました。こうしたことから、教育や医療、介護、子育てなどの道半ばの課題にしっかりと取り組む必要があると考えております。

2期目の取組ですけれども、まず、サミットの成功、これについては先ほど来申し上げているとおりでございます。恐らく、私は今40歳ですけれども、私が生きている間にもう一回三重県にサミットが来るかといったらその可能性はなかなか低いんじゃないかと思えますし、100年たっても同じかもしれません。そういう意味では千載一遇のチャンスだと思っておりますので、しっかりと成功に向けて取り組んでいきたいと、そのように思っておりますので、議会の皆さんにおかれましてもぜひとも、御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育、人づくりにつきましては、子どもたち一人ひとりが持てる能力を高め、未来を切り開く力を身につけることができるよう、学力、体力の向上な

どの課題について優先度を高くし、危機感を持って取り組みます。

医療や介護、子育てなどの取組については、市町や関係機関との連携をさらに深め、医師、看護職員等の確保や偏在解消、介護分野における人材の育成確保や施設整備の促進、保育士の確保など、子育て環境の整備や新たな出産、育児の支援体制の構築などを着実に進めます。

さらに、県民の暮らしのベースとなる経済、産業については、強靱で多様な産業構造への転換や、いまだ実感の伴わない地域の雇用を支えていただいている県内の中小企業、小規模企業の振興を図ってまいります。

農林水産業の成長産業化に向けた取組を展開するなど、時代や地域の状況に合わせた強い経済産業基盤の確立を図ります。

防災・減災対策には終わりがありません。したがって、これまで策定した計画など、着実にその具現化を努めつつ、特に県北部海拔ゼロメートル地帯対策として、新たに創設した補助制度による津波避難施設の整備促進などに取り組むとともに、大型化する台風等への備えとして土砂災害防止施設の整備などを進めます。防災の日常化のさらなる展開を図るための防災人材の育成や活用等に取り組めます。

人口減少への対応につきましては、三重県の未来を決める重要な課題として真正面から取り組む必要があります。希望がかない、選ばれる三重を目指し、人口の自然減対策及び社会減対策にしっかりと取り組んでまいります。また、南部地域については、今回の選挙で住民の皆様の人口減少への強い危機感を改めて肌で感じたところであります。地方創生を推進する上で、南部地域を含む条件不利地域については、地域の特性を踏まえた特段の配慮が必要であると考えており、施策の充実を図ってまいります。

また、県民生活を現実に照らせば、県民の命や暮らしに関する安心、共生、優しさ、こういうものを確立していくことは極めて重要な視点となります。みえ県民力ビジョンでは、新しい豊かさは経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや生活の質の向上を実感できる、成熟社会にふさわしい豊かさであると捉えていますが、さらにその考え方を追求し、三重県らしさを加

味して、安心、共生、優しさ、こういうものの確立にもつながる新しい豊かさにチャレンジしていきたいと考えております。

これからも現場を重視し、県民の皆様の声に耳を傾け、一人ひとりがより幸福を実感していただけるよう、全力で取り組んでまいります。

〔49番 山本 勝議員登壇〕

○49番（山本 勝） どうもありがとうございました。

特に総括につきましては、道路の改善がよかったとか、それから、三重県が明るくなったね、それとあわせて、あと、教育も頑張ってるねと、こんな話もお聞きをされたと、こういうことでございますし、また、2期目に向けては、成熟した社会をつくるために、やっぱり優しさというのもし少し取り入れていきたいと、こんなところもお話をされて、また、ある面では、そういうながらも子育てをはじめとした福祉・医療分野ではやっぱり道半ばだと、こういうような認識もされているということでございますが、特に少子化について、具体的にどのように取り組まれていくのか、この辺のところをもうちょっとお伺いしたいと存じます。

○知事（鈴木英敬） 少子化につきましては、昨年度に策定しました「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」、これに基づいて、5年間重点的な取組をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

この少子化においては、基本的な理念として子どもスマイルプランにも書いていますけれども、やっぱり産めよ増やせよの押しつけではだめで、希望がかなうということをお大前提とした少子化対策というのが三重県の基本的な考え方であるという前提のもと、少子化の大きな要因は、一つは未婚化、晩婚化ということがあると思います。これにつきましては、昨年12月にみえ出逢いサポートセンターというのをつくらせていただきましたけど、開設後5カ月で1300件余りの相談が既に来ております。したがって、結婚支援に取り組む市町や団体のサポート、いろんな普及啓発、そういうことをやっていきたいというふうに思っております。

一方で、三重県は、一つその結婚のところもそうなんですけれども、一つ

の課題は有配偶出生率、結婚されている女性の出生率が、2010年の国勢調査ですと全国37位というふうになっています。したがって、未婚率のほうはそれなりの数字なんですけれども、有配偶出生率が低いということは、やはり結婚して働くことと両立しながら子育てをすることや、2人目に行くときのパートナーのサポートや、あるいは、多子、3人目に行くときの経済的負担の軽減、こういう部分をより強化していかないといけないと思っていますので、いろんな、今、市町で取り組んでいただいているそれぞれの三重県版ネウボラ、こういうものをやりながらサポートをしていく、そして、その母親の育児に対する負担感の軽減などにもしっかり取り組んでいきたいと思いません。

そして、仕事と育児の両立という観点では企業の理解というのが欠かせません。そこで、イクボスというようなことで、去年は育児男子という方とトークを、私、やっていましたが、今年度からはイクボス、上司の皆さんにももっともっと子育てをする人たちを応援するボスになってくださいというようなことを働きかけていく取組などもしながら、企業の取組もしっかりやってもらいたいと思っています。

それから、そういうような大きい少子化対策の中の一つとして、やはり、子どもを虐待から守る、あるいは、社会的擁護が必要な子どもたちの里親委託の推進、あるいは、先ほど来議論があったような子どもの貧困対策、こういうことも含めて、子どもたちがしっかり輝ける、子どもたちが宝としてしっかりみんなに大事に育てられる、そういう取組もやってまいりたいと思います。

いずれにしても、そういう取組は行政だけではできませんので、みえ次世代育成応援ネットワークなどの皆さんの御協力も得ながら、広い形でしっかり取り組んでまいりたいと思います。

〔49番 山本 勝議員登壇〕

○49番（山本 勝） 答弁どうもありがとうございました。

主に取組としては、昨年12月に開設されたみえ出逢いサポートセンター、

これで情報発信とか、妊産婦や育児中の家族の支援、こんなことを目的とした、先ほど言われました三重県版ネウボラ、こんなところも加えているいろいろな支援をされておるといことで、まさにフルパッケージで取組が進められておるといことで、ある面では大変理解をさせていただきました。

特に、企業の理解度とか、それから、また、職場の中でのイクボスの話も出ましたが、少子化にかかわらず多くの課題をこれから抱えて、まさに三重県は時代の転換期である、そのときのかじ取りでございますので、どうぞひとつ、鈴木知事の手腕が遺憾なく発揮をされて、私どもの期待をしていくような、そういうような社会づくりに向けて頑張っていただきたいなと思います。私ども議会としても、是は是、非は非で臨ませていただきますけれども、いいことについてはやっぱりどんどん御支援をしていきたいなと、こうやって思っています。

さて、先ほど1期目の成果と2期目の取組の方向性について確認をさせていただいたところでございますが、後々いろいろ関連して、この成果とそれから今後の問題については続くわけですが、2点ほど、知事の政策集のところで少し確認をさせていただきたいと思います。まず、1点目は、主要国首脳会議、サミットの件でございますが、これは先ほどの質問等で大半をお答えいただきまして、もう余りお聞きをするところがなくなってきたわけでございますけれども、特に、これから最高峰の国際会議であるサミットが三重県で開催をされるということになったわけでございますけれども、サミットの開催は、サミット開催前後の投資や、それから消費効果だけではなくて、三重県、そして伊勢志摩という名称をこれから広く世界に発信するということで、そういう効果が大きく望まれるわけでございますが、そういう面では、2000年の九州・沖縄サミットとか2008年の北海道洞爺湖サミットでも、サミット後の国際会議の開催なり観光需要にも大きくつながったと、こういうことに聞き及んでおるわけでございます。

サミットを開催県として成功させるということはもちろんでございますけれども、サミット開催後の三重県の活性化につながっていく、これもまた非

常に重要な方針になってくるわけでございまして、知事も政策集の中で、地域としての総合力のアップにつなげる、こういうようなことを記載されております。

サミットの開催に当たっては、伊勢志摩地域だけではなく、先ほどお話に出ましたけれども、三重県全体で、オール三重県でしっかりと対応すること、私ども北勢のほうも同じように、サミットを開催しておるんだという、こんな実感で、南勢の皆さん方も思っただけのように、そして、開催後の三重県の活性化に向けた取組、これもぜひとも進めたい。一過性でなくて、ぜひともそんなところも主眼を置いていただきたい。そういうことを込めて、ひとつサミットの開催に向け、オール三重県で取り組むため、どのように対応されていくのか、また、開催後の三重県の活性化に向けた取組についてどのように進められていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） まず、オール三重県でということにつきましては、今現在あります2016年みえ伊勢志摩サミット誘致推進協議会、これは36団体に今入っただけのわけですが、これを開催が決定しましたので、県民会議という形でより多くの方々に入っただけ、今はどっちかという市町も伊勢志摩地域の方が多いため、全県で入っただけのようなことも含めて、団体企業、市町も含めてオール三重県となるような形での県民会議をつくっていきたいというふうに思っています。

加えて、県民会議でまさに開催後もにらんだ取組をこれからよく議論していこうというふうには思っておりますけれども、やはり先ほど申し上げたような、今回を機にそれぞれの、例えばホテルとかお店とか、あるいはWi-Fiの整備とか、そういう環境面のレベルアップをしっかりとやっていくということとか、情報発信をしっかりとやっていくということとか、あと、私がこの前、名護市にお邪魔してお聞きしたら、サミット開催のおかげで、ほとんど1年間に数十回、民間の学会とか、そういうものの会議を開いてもらえるようになってきたというような、そういうのが頻繁に行われるようになってきたというようなことがありますので、その情報発信をしっかりと続けていく

というようなことも大事だと思いますし、同伴者の方が行っていただいたプログラムの、例えば齋宮のいつきのみや歴史体験館のところに行っていて、十二単になっていただいて、そこで何かを食べていただいたものがあれば、そういうものを一つの旅行商品としてPRをしていくとか、そういうこともしっかりやっていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、そういうのも、どっちかというとまだまだ細かい事業の部分がありますので、もっと根幹の基本理念をしっかり皆さんと議論させていただいてその後のものにつなげていく、サミット開催後につなげていく取組にしていきたいと思っております。

〔49番 山本 勝議員登壇〕

○49番（山本 勝） どうもありがとうございます。県民会議等を開いてこれから十分検討をしていくということで御答弁いただきました。

特に、先ほど知事のほうからも、20年後にはあるかないかわからないと、また、自分の生きておる間にあるかないかわからないというような発言がございましたけれども、そのようなサミットでございますので、十分、後につなげていけるような対応等もよろしく願いたいと思います。

それから、もう1点、これも知事がこれから2期目に向けて政策集である程度目標にしながら活動していくということでございますが、もう1点は、知事の政策集の19ページの一番最後のところでございますけれども、知事の給与の問題でございますが、鈴木知事は今回の選挙戦で知事の給与と退職金のあり方に言及をして、昨年の特別職報酬等審議会と議会の意見を踏まえて総合的に判断すると、こういうぐあいにされております。ここの政策集の中にも載っておるわけでございますけれども、昨年の12月の特別職報酬等審議会からの答申の際にも、種橋会長からは、特別職の職務や職責に応じた適正な額と判断したもので、答申に基づき条例で定めた額を受け取ることがあるべき姿と、このようにコメントをされておるわけでございます。

また、今回の選挙結果は、65万票を得て得票率が約68%という高い支持を受けて当選をされております。つまり、1期4年に知事として高い評価を受

けたということであり、十分に知事の職責を担っているとの県民の負託を受けたと、このように思うわけでございますが、さらに、1期目の4年前は東日本大震災の直後であり、社会情勢が混乱をし、経済状況もリーマンショックから十分に回復していない時期でありましたが、現状は震災復興への歩みも進み、アベノミクスでの景気回復も進み、春闘ではベースアップの声がたくさん聞かれるような、こういうような状況になってまいりました。

こういうことを踏まえて、2期目の今はスタートの時期でございますので、この時期に迅速に政策集の中の一つのテーマについても判断をされるということが、ある面では最善の策ではないかなと、このように思いますが、知事の御意見、御所見等をお伺いしたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 私の給与及び退職金のあり方について御質問いただきました。

今、山本勝議員がおっしゃっていただいた昨年の特別職の報酬等審議会においては、知事のみならず県議会の皆さんについても、こういう職務や職責に応じた適正な額と判断したので、それをもらうのが本来のあるべき姿だという会長コメントをいただきました。そういうこととか、あるいは、先ほど山本勝議員がおっしゃっていただいたようなことなども重く受けとめまして、しかるべき判断をしたいというふうに思っておりますけれども、サミットなども決まって財政状況も厳しい中でもありますから、よくいろんな方の御意見を伺って判断をしていきたいというふうに思えます。

〔49番 山本 勝議員登壇〕

○49番（山本 勝） ありがとうございます。あとは知事の判断だけでございますので、その判断をお待ちしたいなと、このように思えます。

それでは、地方創生の取組の考え方のところについて移らせていただきます。

知事の思いについてちょっとお伺いしたいと思いますけれども、我が国の人口減少問題を少しお話しさせていただきながらあえて改めて申し上げますけれども、我が国は2008年をピークに人口減少局面に突入し、今後、2050年

には9700万人、2100年には5000万人を割り込む水準にまで減少すると、国立社会保障・人口問題研究所の推計がございませう。

さらに、地方では、首都圏をはじめとした大都市圏への若い世代の流出が続き、地域経済の縮小や深刻な人手不足が問題となっています。人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる、こういう負のスパイラルを克服するため、今こそ各地域は危機感を共有して、行政や住民、企業や団体など、みんなが力を合わせてこの地方創生という困難な課題に挑戦していく必要がございませう。

先ほど知事からは2期目の県政にかける思いをお話しいただいたところですが、中でも知事は就任直後から、この地方創生、人口減少問題について力を入れて取り組みたいと発言をされてきました。今年度はみえ県民力ビジョンの新たな行動計画を策定する節目となる年であり、ほかにも重要課題が多くある中で、とりわけ地方創生については知事に強い思いがあり、高い優先度で取組を進めていくのだとも受けとめさせていただいております。

そこで、県の地方創生の取組について何うに先立ち、まず、改めて知事の地方創生にかける強い思いをお聞かせいただきたいと思ひます。

二つ目として、三重県における現状と課題ですが、本県でも国より1年早く、2007年をピークに人口減少局面に突入をいたしました。今も申し上げましたように人口減少は地域経済の縮小を引き起こすことが大きな課題ですが、実際に人口減少に直面しているそれぞれの地域においては、さらに一步踏み込んで、この課題をより具体的に認識する必要があります。一口に地域経済の縮小といっても、その要因やメカニズムは地域の成り立ちや地理的な特性など各地域の特性に応じたものであり、それぞれの地域がその実情に応じた対応を進めることが必要であると思ひます。

三重県においても今後、地方創生の取組を効果的に進めていく上で、本県の地域特性を踏まえて、人口減少問題がどのように影響を及ぼし、どのような課題があるのか、本県の立場に立ってしっかりと押さえていくことが必要です。特に、本県は南北に長く、北部と南部の地域の状況が大きく異なると

いった点も踏まえて考えていかなければなりません。

本県が地方創生の取組を進めていく上で、こうした地域特性を踏まえて三重県の現状と主要な課題をどのように捉えられているのか、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問をいただきました。地方創生にかける思いと、それから、三重県の現状と課題ということでございます。

人口減少への対応は三重県の未来を決める重要な課題であり、本県の人口減少に歯どめをかけるため、課題に真正面から向き合い、着実に対策を推進していく必要があります。県ではこれまでも、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」等に基づき少子化対策に重点的に取り組むとともに、県南部地域において市町と連携し、若者の就労支援や定住促進等の取組に注力するなど、国に先駆けて取り組んでまいりました。本年9月には、三重県の目指すべき人口の将来展望を示す三重県人口ビジョン（仮称）と、人口減少の課題に的確に対応していくための5年間の取組を示す三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）を策定し、希望がかない、選ばれる三重の実現を目指し、取組をさらに加速させていきます。

総合戦略の推進に当たっては、本県の人口減少の課題や目指すべき姿について県民の皆さんとも認識を共有しながら協創により取組を進めるとともに、県と市町が車の両輪となり政策を推進することで相乗効果を発揮し、地域全体の魅力を高めていくことができるよう、市町ともしっかりと連携していきます。

人口減少への対応は二つの側面から取り組む必要があると考えています。

一つは定量的な側面です。人口減少の抑制や交流人口の増加を進めることで、地域経済の縮小という人口減少がもたらす負のスパイラルから脱却すること、あるいは、少なくとも人口減少の影響が緩和されることが必要です。

もう一つは定性的な側面です。自らが望む場所で暮らし続けることは郷土愛を育み、地域に対するアイデンティティを高めます。そのことが住民自

らの地域をよくしようとする行動を促し、地域の大切なものがよりよい姿で引き継がれ、次世代の希望につながる。こうした地域運営の正のスパイラルをつくり上げることが重要です。

大変困難な課題であり、従来の延長線上ではない取組を、一過性のものとせずしっかり腰を据えて進めていかなければなりません。総合戦略に基づくこうした取組があったからこそ本県の人口減少に歯どめがかかったのだと、20年後30年後に言われるよう結果を出す、そういう強い気持ちを持って全力で取り組んでいきたいと思えます。

そして、三重県の人口減少に関する現状と課題です。

三重県の総人口は2007年の約187万人をピークに減少に転じており、このまま推移した場合、国立社会保障・人口問題研究所の推計等によると、2060年には約120万人に減少する見込みとなっております。

本県の近年の人口動向を見ると自然減の状況が続いており、合計特殊出生率は、人口が均衡する水準の約2.1を大きく下回る1.45となっております。

また、社会減の状況が続いており、直近2カ年では毎年約3000人の転出超過となっておりますが、2013年から2014年にかけてはやや改善しています。一方で、若者、15歳から29歳の人口流出が多くなっております。

さらに、県南部地域は北中部の地域に比べて人口の減少が著しく、2060年には人口が、現在の約32万人から約15万人にまで減少するという推計結果が出ています。

人口減少の課題については、経済面で、国内消費の低迷による内需産業の縮小や雇用の減少、生産年齢人口の減少に伴う供給制約からの経済の低迷、地域の担い手不足による耕作放棄地や荒廃森林の拡大、そういった課題があります。社会面で、若者の流出増加と高齢化の進展により都市や集落機能の低下が進むこと、社会保障に係る県民や行政の負担が増加し、財源不足から社会資本の維持が困難になることなどが懸念されます。

また、本県独自の課題として、人口動向や地域特性に照らし、大きく2点あると考えています。

1点目は、県内高等学校卒業生数のうち大学進学者数に占める県内大学入学者数の割合を示す大学収容力指数が全国46位と低位にあります。県内高等教育機関の魅力向上や充実を図るとともに、県内の大学、学部等の新增設、再編に向けた検討などを進める必要があります。

2点目として、2060年には人口がほぼ半減すると見込まれる県南部は、地理的、経済的に不利な条件にある地域が多く、働く場の確保などの面で厳しい状況にあります。南部地域活性化プログラムや基金の取組の検証を行っているところであり、今後、施策の充実を図っていく必要があります。

こうした課題を踏まえ、総合戦略の最終案に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

〔49番 山本 勝議員登壇〕

○49番（山本 勝） ありがとうございます。

地方創生にかける知事の思いということで、特に、経済も正のスパイラルのほうに持っていきたいと、こういうことなり、それとあわせて、県の北部と南部の現状等もいろいろ詳しくお聞かせいただいて、特に本県の人口減少の現状というのは、特に若者の流出の多さというのが、ある面では、南部では将来人口の半減、こういう面での懸念が大きくあって、そういうことでの認識の御答弁もいただいたということでございますが、それを踏まえて、これから行う取組によっては人口減少に歯どめがかかる、もしくはかかったと、こういうところぐらいまでひとつ、早く、そういう対応というのをつなげていていただきたいなど。対応しておるといのはあれですけど、やっぱり対応することによって人口減少に歯どめがかかったな、かかり始めたなという、こんなところになるべく、一回、早く持って行っていただきたいなど、このように思います。

知事のあふれるいろいろな思いもお聞かせいただいて、今後ひとつ、参考にしていきたいと思いますが、しかしながら、思いだけで結果が出ないというのは知事も御承知の上だと思いますけれども、県としても独自の戦略や具体的で有効な取組が必要なことは当然であります。

そこで、2点お聞きをしたいと思いますが、人口減少問題への対応は、地方の現場においては他の地方や地域との生き残りをかけた競争という一面を持ち合わせています。無論、競争を通じてそれぞれの地方がすぐれた取組をし、結果として日本全体の地方創生が進むということが一つの理想的な姿ではありますけれども、そのために、本県においても他の地域に負けないよう、しっかりと分析に基づいて県の特徴を十分に生かした取組を戦略的に進めていくということも、これもまた重要でございます。そのためには、総合戦略においても本県ならではの独自性を持って取組を進められていくことが必要ではないかと思いますが、本県の総合戦略を文字どおり戦略的に進めていく上で、県としての独自性はどこにあるのか、その点をまず一回お聞きしたいと思います。

二つ目に、県はいわゆる自然減対策について、本年4月に先ほどございました「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、先んじて取組を進めようとしておりますが、社会減対策においては今後の検討が必要であると、総合戦略中間案にも示されています。

実際、中間案には多くの取組が一定程度網羅的に示されておりますけれども、今後それぞれに具体的な目標値を設定されるということもお聞きをしておりますが、事業を評価しPDCAを回していくということで、これらは当然必要なことからしっかりと進めてほしいと思うところでございますが、一方で、計画に示されている事業や取組が実際にどのような成果をもたらして、人口減少という本県の大きな課題の解決につながっていくかというのは、今後十分評価をしていかなければなりません。

そのためにも、単に事業の進捗を評価するというだけでなく、それぞれの事業が実際にどのように成果につながっていくのか、具体的なイメージが成果につなげていく計画段階から描かれていくというのが重要ではないかなと思います。

中でも、自然減対策に比べると検討がやや遅れております社会減対策については、今後特にしっかりと進めていく必要がございます。

総合戦略では、例えば具体的な取組として、総合的な移住の促進といったことについても取組を進めることとしていますが、こうした具体的な取組を進めることで最終的にどのような成果につながっていくかということは、やっぱり示さなければなりません。時間が限られておりますので余りようけは申しませんけれども、そのような成果につなげていこうとする考え方、この辺のところをひとつ、お伺いをいたしたいと思います。

以上でございます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問いただきましたうちの1点目の戦略自体の独自性というよりは、地域間競争の中での三重県の認識すべき独自性は何かという点について、私のほうから1点、答弁させていただきます。

まさに議員御指摘のとおり、人口減少問題への対応は、国全体から見れば地方の活性化ということでありつつも、地域間競争の一面があるのは事実だというふうに考えております。したがって、本県の独自性を生かして、選ばれる三重を目指すことが重要であると考えております。

このため、地方創生を推進する上で、本県が有する強みや多様な資源を生かして取組を進めていくことがとても重要であります。

本県は1人当たり製造品出荷額等が全国1位であり、日本経済を牽引する電子部品・デバイス、輸送用機械産業を基幹産業として抱えるとともに、北勢地域を中心に高度部材関連企業の高い集積を有するなど、ものづくり県としての強みがあります。こうした強みを生かして雇用の場を創出し、人口の定住促進につなげていく必要があります。

また、本県は、伊勢神宮をはじめ、世界遺産の熊野古道、国内有数の集客数を誇るナガシマリゾート、忍者等の観光資源にも恵まれています。地域の様々な資源を生かし、それらの魅力や価値を高める中で交流人口を増やし、定住人口の増加につなげていくことも重要です。

さらに、海、山の幸に恵まれ、食に関するブランドや資源を多く有している強みを生かし、その生産、加工、流通、販売等を通じた第1次産業の6次

産業化を推進することにより新たな雇用を創出していくことも大切です。

加えて、本県では多様な地域課題に対し、NPOや様々な地域づくり団体が活発な活動を展開しており、支え合い社会に向けた基盤づくりが進んでいることも強みだと考えています。

このような本県の強みや多様な資源を含めた三重県らしさ、三重県ならではのといった独自性を追求し、総合戦略を取りまとめていきたいと考えています。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（竹内 望） 総合戦略の成果のイメージがわかるような計画にという御質問でございます。

総合戦略の中間案では、社会減対策といたしまして、県外からの転入超過数を目標に掲げますとともに、八つの基本的な取組方向をお示しいたしまして、それぞれの取組方向ごとに目指す姿、あるいは取組内容等を記載いたしております。例えば、議員からも御指摘がありましたように、基本的な取組方向の一つとして総合的な移住の促進、これにおきましては、移住を検討する皆さんがライフスタイルに応じたきめ細かなワンストップの相談体制を活用することで三重県への移住が促進されている状況、これを目指す姿といたしまして、首都圏における移住相談体制の確立、活用、あるいは、U・Iターンの促進、空き家のリノベーション支援などに取り組むことといたしております。

今後、最終案に向けまして、よりわかりやすく基本的な取組方向ごとに目指す姿をお示しできるよう引き続き検討するとともに、重要業績評価指標、KPIと呼んでおりますけれども、これの数値目標の設定などを通しまして、具体的な成果のイメージが県民の皆様と共有できるように引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔49番 山本 勝議員登壇〕

○49番（山本 勝） ありがとうございます。

特に知事のほうから、三重県の強みや、それから資源を生かして雇用の場をつくって人口減少対策をやっていききたいと、こういうことでございまして、まさしくそんなところが未来の三重県の強みにつながっていくんじゃないかなと思っていますので、引き続き、まだまだこれから議会のほうとしても意見交換をする場がございますので、ひとつ意見交換も含めて具申をしていきたいと思っております。

それから、取組のイメージにつきましては、今答弁いただいたわけでございますけれども、まだまだちょっとイメージ的にわからない、イメージがイメージ的にわからないわけでございますけれども、ひとつ県民の皆さん方に、イメージというのは、県民の皆さん方とか、いろいろな皆さん方に、県の地方創生の取組や総合戦略を理解していただくためにも、一つのわかりやすいアプローチとして、最終的なイメージはこういう感じになるんだということはある程度示していくというのが、ある面ではこれからの戦略的な方向性の大きな柱になっていくんじゃないかなと、こう思いますので少し提言させていただきましたけれども、これからもやっぱり議論を重ねていながら、この辺のところをもう少し改善していかなければならないなど、このように思っております。

以上、ちょっと時間がなくなってきましたので、続いて地方創生と農業の取組のところに移らせていただきたいと思います。昨年に政府は地方の活性化を目的としてまち・ひと・しごと創生本部を設置して、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目的に取組が進められています。本県も今年3月に、県内有識者の皆さん方を委員として三重県地方創生会議を、総合的な見地から意見を聴取するために立ち上げられました。

また、政府は6月をめどに地方創生の基本方針を策定する予定で、石破大臣は時事通信のインタビュー記事で、地方創生とは東京の一極集中をなくすこと、そして、ローカル経済をつくり出し、地方の自立を図らなければならない、地方には1次産業があるが、残念ながら農林水産業の力が現在落ちて

しまった。ただ、農業が土と光と水と温度の産業であるならば、日本は農業をするには最適な場所だ。農業が地方創生の起爆剤になるんだとして、地方創生は国民運動と述べられておりますが、そこで、本県の地方創生の取組のうち、農業などの1次産業の取組についてお伺いをいたしたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 地方創生を進めるに当たって、農林水産業の進め方について御答弁申し上げます。

農林水産業は、消費者の皆さんに新鮮で安全・安心な農林水産物を供給するだけでなく、その営みを通じて県土の保全や水源涵養機能の維持向上に貢献しています。また、各地域で就業や雇用の場を提供する、地域経済を担う大切な産業です。

地方創生を進める上で、農林水産業の振興に当たっては、働くという視点から仕事の創出や人材の育成を、また、暮らすという視点から移住、定住の促進や地域の魅力向上に取り組むこととしています。

具体的には、本県の強みであります食関連産業においては、みえフードイノベーションの取組を加速する食のバリューチェーンを構築し、食に期待されます価値、食味ですとか機能性、安全性、これらを高め、県産農林水産物の新たな需要を創出し、雇用の拡大につなげてまいりたいと考えています。

また、三重の農林水産業が持つ高いポテンシャルを生かし、経営規模の拡大や6次産業化を進めるとともに、農林水産業における多様な担い手を確保するため、新規ビジネスを創出する人材の育成や企業の参入を促進してまいります。

一方、三重の農林水産業への就業や農山漁村への移住や定住を促進する、このために、東京に開設いたしましたええとこやんか三重移住相談センター、三重テラスなどをフルに活用しまして、必要な情報ですとか、農林水産業、あるいは田舎暮らしの魅力をしっかり発信してまいりたいと考えています。

また、本県が誇る山、川、海などの豊かな自然を生かした体験活動の充実

を図り、地域の魅力を高めることで県内外から人を呼び込み、交流人口の拡大につなげていきたいと考えています。

地方創生に向け、こうした施策を総合的に推進することで、三重県で農林水産業がやりたい、あるいは三重の農山漁村で暮らしたいなど、県内外の多くの皆さんに思っただき、その希望をかなえていただけるよう、引き続き市町や関係団体、企業などと連携し、一体的に進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

[49番 山本 勝議員登壇]

○49番(山本 勝) ありがとうございます。いろいろお話をいただきましたが、地方創生にとって1次産業というのは重要だということは認識をさせていただきました。

しかしながら、先ほど、先般、第2回目でございますけれども、三重県地方創生会議が開催されましたが、メンバーは18人ですか。行政団体とか、大学の教授とか、それから経営者団体とか、いろいろ18人の三重県地方創生会議委員の構成メンバーでありますけれども、その中に農業団体もしくは農業者の代表というのは誰もいないわけですね。今いろいろお聞かせをいただいたんですけれども、そういう面からするとちょっと、やっぱりそのメンバー、中身を充実させる意味でも代表を加えるべきではないかなと、こう思いますけれども、何か御意見がございましたらお願いします。

○戦略企画部長(竹内 望) 御指摘いただきましたように、設置いたしました三重県地方創生会議の中でいろんな団体の方に入っただいておるんですけれども、今回、18名の中には1次産業の代表の方は入っておりません。

それで、今後、三重県地方創生会議では引き続き御議論をいただくということで、その中に1次産業の方に入っただい、あるいは、これまでにできました中間案であるとか、それについて個別で御意見もお聞きしながら1次産業に関する議論、論点を深めて施策の充実を図っていくのか、それに

ついて現在検討しております。速やかに対応させていただきたいというふうに思います。

〔49番 山本 勝議員登壇〕

○49番（山本 勝） 部長の答弁、ありがとうございました。もうここまで来ていろいろ具体的にこれからやっていかなきゃならんですから、やっぱり早急にメンバーを入れていただくというのが、ある意味では一番ベターな方法じゃないかなと思いますので、そんなことを要望させていただいて次の項目に移りたいと思いますが、関連して2点だけ、1次産業の取組に関連してお伺いしたいと思いますけど、まず1点目は農地転用の問題でございますけれども、これは、農地には水源涵養や環境保全などの多面的機能があり、重要な資源であると考えますけれども、農地の総量確保について県としてどのように取り組んでいかれるのか。特に、政府は地方にこの権限を、ある面では農地転用の指定を移していくということでございますので、この辺のところを1点お伺いさせていただくということと、もう1点は、農地中間管理機構、いわゆる農地集積バンクの問題でございますけれども、これにつきましても初年度実施をしてなかなか効果が上がっていないということでございますけれども、今年度はどのように取り組まれていくのか。2点、お伺いしたいと思っております。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 農地の確保については非常に大事な課題ということで考えておまして、今、議員御指摘のように、権限の移譲については、県、国が指定する市町に、4ヘクタール以上については国に相談するという項目はあるにしろ、全てが任せられるという運びになっています。

そういう中で、農地の総量確保につきましては、まず、農用地区域から除外をするということについては、法令の基準に従って適正な運用を徹底する。また、農地中間管理事業の活用や日本型直接支払制度の実施によって、いわゆる耕作放棄の防止とか、耕作放棄地からまた農地へ切りかえるというような積極的な施策を進めていきたいと考えています。

また、県内19市町には、2ヘクタール以下の農地転用許可事務については

実際、県ではもう既に権限を移譲しております。国が進めております権限移譲は農地転用基準の緩和ではございませんでして、国からの指定後も基準にのっとってしっかり対応していく必要がございます。そういう中で無秩序な転用につながるものではないというふうに思っております。市町に対してしっかり、マニュアルですとか、いろんな形で相談窓口を設置しながらサポートをしていきたいというふうに考えております。

もう1点、農地中間管理機構における実績が非常に低かった、そして、今年はどう対応していくかという御質問なんですが、議員御指摘のように、平成26年度は、6市町からで78.8ヘクタールという実績にとどまりました。これは、やはり地域での話し合いが不十分であったこと、あるいは制度が十分理解されなかったということに鑑みまして、今年度はそういったことを受けまして、しっかり集落に入って説明をしていく、あるいは、県の地域事務所においてサポートのチームをつくりました。また、この事業の平成27年度を最終年度として、協力金が地域に中間管理事業を使うといただけるんですが、その最高額の年度が今年度限りというような背景もありまして、平成27年3月末現在20市町から約1000ヘクタールの要望が上がっております。これをしっかり実績につないでいくため、市町、あるいはJAと連携しながら取り組んで、しっかり地域に入って話し合いをしながら成果を上げてまいりたいと考えています。

以上でございます。

〔49番 山本 勝議員登壇〕

○49番（山本 勝） ありがとうございます。特に農地の転用の問題については、先ほどお話しされましたように、基準に沿ってやっぱり運用していくということでございますので、権限移譲をされてもきちっとそういうような形の中で指導をしていただくような形でやっていただきたいなと思っています。

それと、あと、農地中間管理機構の事業の状況でございますけれども、初年度は大変低かったということでございますが、いろいろお聞きすると今年

度は大分各市町から応募がよくあるということでちょっと安心をしておるわけでございますけれども、特に最終年度、平成27年度ということでございますので、十分ひとつ、その辺のところは先を見きわめてやっていただきたいなと思っております。

以上でございますが、あとちょっと、時間の関係がございますので、人づくり政策についてお伺いをいたしたいと思えます。

知事は今期の政策の1丁目1番地を教育、人づくりと常々言っておられますけれども、人づくりという表現は、ともすればやや抽象的であり、幅が広く懐の深い分野であると、このように私も思います。

教育、人づくりについて知事は、自身の政策集である「みえ『開花』宣言。」の中で、いわゆる学校教育の充実を掲げる一方で、幼児教育の充実や三重県の特徴を生かした専門教育の充実、ものづくり人材の確保や産業政策、農業政策に合致した担い手の育成など、先ほどもお話がございましたように多種多様な観点からいろんな取組を進めようとしておるわけですが、こうした一つ一つの取組というのは大変すばらしいことだと思いますけれども、若者の県内定着を促進する地方創生の観点からしても、まさに今後進めていく必要があると、このように考えています。

県では今年度、人づくり政策を進めることをされていますが、この人づくり政策とはどのような成果を目指して、何をどのように進めようとしておるのか、その名称を聞いただけでは少し理解しづらいわけでございますので、県がこの新しい人づくり政策によりどのような成果を目指して何を進めようとしているのか、その基本的な考え方をお伺いしたいと存じます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 人づくり政策についてです。

まず、範囲ですけれども、産業、医療、福祉、教育などあらゆる分野での力の源泉は人であり、本県が進める人づくり政策は、教育というものより一回り幅の広い概念として整理しています。

具体的には、就学前教育から学校教育、社会教育に至る、人の生涯を貫く

教育施策がまず大きな柱、これに加えて、産業人材の育成など、いわゆる担い手づくりの施策、それから、子どもの貧困対策、子育て支援など、人づくりに係る環境整備とか改善の施策、こういうものも含めて捉えるというのが人づくり政策の範囲と考えています。

目指す点なんですけれども、大きく言えば、まずは一人ひとりの可能性を開花させて未来への希望を育む、この一人ひとり、個人に着目した点。それから、人口が減少していきますから、1人でも多くの人が希望を持って主体的に社会や地域にかかわる人を、そういうのを増やしていくということですね。これ、ある学者の方が希望活動人口などとおっしゃいますが、つまり、人口は減っていくけれども、例えばある集落で人口は減っていくけれども、その分、今までより希望を持って頑張る人が、活動する人がどんどん増えていけば、その地域の活性化は保たれるのではないかというようなことをおっしゃったりもしています。そういうような希望を持って活動する人の数を増やしていく。そういうようなことで地域社会に活力と発展をもたらすということを目指して人づくり政策を進めます。

当面は、まず、政策集に掲げました教育の部分、あるいは学びの選択肢の拡大、いずれにしても、先ほど、いろんな分野に人づくりがありますので、全体最適の確保をしていくということもひとつ、目指しているところでございますので、そういう観点にも留意して進めていきたいと思えます。

〔49番 山本 勝議員登壇〕

○49番（山本 勝） どうもありがとうございました。

一人ひとりが開花をしていくというような方向づけなり、希望をかなえるために人づくりの重要性というのをある面で述べられたと、このように思うわけでございますけれども、言葉自体がまだまだ私たちも理解しきれていないわけでございますので、こういう面からすると、知事が新しいこういうテーマを一つ提言されて、これからそういうところでいろいろ論議をされていくという、第一歩を踏み込まれたと、こういうことについては大変評価をしたいなど、このように思えますので、今後とも、今、知事が申されたとこ

ろの成果がどのようにつながっていくのかと、こんなところをひとつ、注目をしていきたいと思っております。

あと、もう1点だけ、教育改革についてお伺いしたいと思いますけれども、特に政策集では、本年4月から総合教育会議を設置して、より一層当事者意識を持って主体的に教育行政にかかわっていただきたいと、こういうこと。それと、教育行政については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律がこの4月1日から施行されました。この法改正は知事の教育へのかかわりを強くするとされておりまして、今後、様々な教育過程に知事が自ら積極的に関与する機会が増えるんじゃないかなど、このように思うわけでございます。

そこで知事にお伺いしますけれども、言うまでもなく、子どもたちは三重の未来を担う大切な宝であります。まず、現在、国や本県で進めている教育改革、その方向性と内容について確認をするとともに、それを踏まえ、知事が新たに2期目を迎えようとするに当たって、三重の子どもたちの教育についてどのような決意を持って取り組まれようとしておるのか、お伺いをしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 教育の方向性、取組、そして決意ということでございます。

まず、今後4年間の取組を進めるに当たっては、基本的な方向性を定める教育施策大綱、それから、それを計画的に進めるための教育ビジョン、これを今年度つくりますが、その検討は既にスタートさせていただいています。主な中身は、大きく分けますと、一つは我が県の現状に課題が見られて県民の皆さんの関心が高い学力とか体力とか、もう一つは、子どもたちの心の基盤づくりに資する幼児教育とか道徳教育とか人権教育、あと、全ての子どもが安心して学べる環境づくりに資するというで特別支援教育やいじめや子どもの貧困対策、あと、学ぶ場の魅力向上ということで学びの選択肢の拡大や高等教育の魅力向上、時代変化に合わせた教育の充実ということでグ

ローバル教育やキャリア教育、これら五つの全てのベースとなる教員の資質向上、こういうことにも取り組んでいきたいと思います。

いずれにしましても、教育の充実を図る目的は、とにもかくにも子どもたちのためだということです。子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばして未来を切り開いていく力を養ってほしいということです。取組を進めるに当たっては、学校現場の自主性や主体性、地域の実情を踏まえるということも加えて、学校のみならず、家庭、地域もしっかり当事者意識を持っていただいて全ての大人がコミットメントすること、つまり県民力の結集が重要だと考えています。

政治の大きな役割は、そこに住む人々の希望をつくることだと思います。であるならば教育は、子どもたち自体が地域にとって希望そのものであるだけでなく、子どもたち自身の希望をつくるという意味でも最重要政策分野だと考えます。政治的中立性には当然配慮しつつも、政治家としてそこに手をつけられないことはあり得ないという思いです。様々な関係者の方々がおみえですが、大目的はとにもかくにも子どもたちのためということで一致しているはずであり、仮に方法論で様々な議論が出たとしても、最後はみんなで乗り越え、絶対に前進できると私は信じています。子どもたちのために私たち三重県の大人が一致団結するのは今しかありません。

以上です。

〔49番 山本 勝議員登壇〕

○49番（山本 勝） ありがとうございます。

子どもたちの希望に向かって、子どもを中心に、子どものためにひとつ教育をやっていくという面では、教育の認識では、個性を伸ばすことの大切さ、それから、学校のみならず、家庭、地域の役割の重要性を踏まえて、県としても学力・体力向上に向けた取組とともに、国との連携によって一層推進をしていきたいと、こんなことも答えていただいたと、このように理解をさせていただいております。今後の取組に期待をするわけでございますけれども、先般は福井県のほうに知事も視察をされまして、特に、直接先進地

の現場を視察されて、皆さん方が施設を見に行くけれども知事は教育の現場のところに行くということで現場に向かわれて、本当に視察をされたわけですが、その中でも、特に知事の談話の中では、教育長や校長、それから教科担当など、横のつながりが相当だった、事業改善につながるのか、何か少しヒントをいただいてお帰りになったんじゃないかなと、このように思うわけですが、ますます知事の、スピード感あふれる、こんな感性を生かしていただいて、三重の教育を今よりももっともっと、ひとつ進めていただくように心から御期待をさせていただいて、あと、4点目の防災、減災の問題につきましては少しダブっておりますので割愛をさせていただいて、これで質問を閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時26分休憩

午後1時30分開議

開 議

○副議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

○副議長（中森博文） 日程第2、議案第98号から議案第121号まで並びに諮問第1号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。28番 稲垣昭義議員。

〔28番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

○28番（稲垣昭義） 新政みえ、四日市市選出の稲垣昭義です。

改選後の議案質疑のトップバッターという光栄な機会をいただきまして、議長に感謝申し上げたいというふうに思っております。

それでは、早速、限られた時間ですので、議案第98号に関する質疑をさせていただきますというふうに思います。

地域創生人材育成事業についてお伺いをいたします。

この事業は、平成27年度、本県を含む9道府県が採択をされ、今後3年間、年間3億円を上限に人材育成プログラムの開発を行うものであります。

かつて不況による失業率が高まった時期に、国の政策のもと、本県としては何次にもわたる緊急雇用対策を実施し、多くの予算を投入してまいりました。

今回の人材育成事業は、全国的な雇用情勢の改善や労働需要の高まりなどに伴い、一層の人手不足が懸念される中、それぞれの地域の特性を踏まえた人材確保・育成を行うものであり、そのころと比べると時代の変化を感じます。

私は、この地域創生人材育成事業のポイントは県独自の人材育成プログラムの開発であり、この3年間で独自のノウハウを身につけ、それ以降も活用できる人材育成プログラムをつくることであると考えます。

この事業は、3年で終わるのではなく、3年後に花開く事業にすべきと考えますが、まず御所見をお聞かせください。

○雇用経済部長（廣田恵子） 地域創生人材育成事業についての御質問でございます。

地域創生人材育成事業は、これまで地域を支えてきた産業における労働力不足の解消、今後の成長に呼応して労働力不足が懸念される成長産業を支える人材の確保、潜在的な求職者の掘り起こしと県内就労人口の確保を3本柱に、建設業や農林水産業、航空宇宙産業や食・観光産業などの分野において、国からの委託事業として取り組むものです。

新たに独自の訓練プログラムを開発したり、知識、技術の習得を目的とし

た実地訓練を実施したりするなど、各分野のニーズに応じて創意工夫し取り組んでまいります。

これらの事業効果を図る指標としては、各分野の事業を合わせて、3年間で延べ3306人に職業訓練を実施し、中核人材を596人育成し、350人の雇用を創出することを目標としています。

この事業の実施に当たりましては、毎年成果の検証を行っていきます。検証を行った結果、成果が認められ継続した取組が必要と判断したものについては、国に制度の継続、創設を提言していくなど、3年経過後も事業効果を継承していけるよう努めてまいりたいと思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） ありがとうございます。

今御説明をいただきまして、3年間いろいろやった中で、596人の中核人材と350人の雇用、それから3306人の職業訓練というお話がありました。

そのことは数字としては目標として置いておられるんだなというのはわかりましたが、その中で、つくった人材育成プログラムを国のほうにも提案していくというお話もありましたので、これ、スタートですから、これから、特に今年度スタートして3年間ありますから、先ほど申し上げたように、企業とかいろんなところにも当然やっていただくんですけども、そのノウハウをしっかりと県のほうで持って、そのことを、3年過ぎた後も、そういった人材を育てるというプログラムとして、三重県独自のものとして使えるように、そして、また、国から継続して予算をとってこなければいけないものについてはとっていただけるような取組をしていただけると今確認をさせていただきましたので、ぜひ期待をしたいと思います。

その全体の確認をさせてもらった上で、今回補正予算では地域創生人材育成事業というのが約2億6200万円ということで上がっておりまして、この中で、そのうち航空宇宙産業地域創生人材育成事業費として約1億2000万円が計上されています。

私はこの4月の県議会議員選挙のときに、本県で、私の選挙区内ですけど、

たくさんのいろんな三重県の夢を語ったり、演説会等々で話をした中で非常に大きく感じたのが、航空宇宙産業というものに対する県民の期待というのは非常に大きいなということを感じていまして、やっぱりこれからの三重県の産業政策の柱として非常に大きな、そこには夢があり、期待があるなということを実感させていただきました。

昨年の12月の議会のときにもこの本会議場で知事と航空宇宙産業の取組について議論をさせていただきましたが、昨年の最終補正予算で、新規事業として航空宇宙産業海外連携事業で約5000万円、それから航空宇宙産業振興事業で約1500万円が計上されて、全て今年度に繰り越されております。

これらの繰り越された事業との兼ね合いも含めて、今回計上いただいた1億2000万円で行う人材育成プログラムがどのようなものなのか、まずお示しをください。

○雇用経済部長（廣田恵子） 今年度の取組についてでございます。2月補正と、それから当初、それから今年度の事業の違いも含めてということでございます。

県は、今年3月に策定したみえ航空宇宙産業振興ビジョンに基づいて人材育成を推進することとしています。

高度な安全性が求められる航空宇宙産業は、難易度の高い加工や厳格な品質管理等、他産業にはない特有の技術が求められておりまして、人材育成において既存の公的職業訓練等の枠組みでは対応できない課題があります。

平成26年度2月補正、それから27年度当初予算におきましては、航空宇宙産業への新規参入や事業拡大を目指す企業の技術者等に対して、検査技術や一貫生産に係る専門講座や、航空機産業特有の認証制度であるJISQ9100などの理解を深めるための取組を実施しています。海外の大学や専門機関と連携した人材育成にも予算を計上したところでございます。

今回の6月補正予算でございますが、新たに航空宇宙産業へ就職を目指す方に対して、実際の航空機の製造現場で求められる加工技術と品質管理などの専門的な知識の学習を組み合わせた実践的な活動を行うことで、即戦力と

して通用する人材育成を行います。

このように、企業の技術者等の育成と新たな担い手の育成に取り組むことで、航空宇宙産業における人材の充実を図っていきたいと考えています。

以上でございます。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 今の御説明で、1億2000万円の人材育成プログラム、どんなものかという中で、新たに就職を目指す方への支援とか即戦力をという言葉はよくわかったんですが、具体的にどういうプログラムなんですかということをまずお聞きしたいんですが、その中身を。

○雇用経済部長（廣田恵子） 具体的な中身につきましては、いろいろ技術を持った大学でありますとか、あるいは岐阜にも専門学校がありますので、そこで、一般的な講座というのは2月補正で、こちらに呼んできて講義をしたり、あるいは受講の費用を出したりしているんですけども、さらに専門的な、本当にこの技術をこうしたらいいとか、そういう非常に細かいところの分、高度な人材を、高度な専門技術を今回はこの予算を使いましてやっぴょうというふうに考えております。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） そうすると、そのことは、基本的に県がやるのか、あるいは県内の航空宇宙産業にこれから携わろうとしている企業がやっぴょうのか、あるいは、これまでの予算との兼ね合いでいうと、たしか3月の議論のときには、ボーイング社の方から来ていただいたり、あるいはそちらへ行って研修をするとか、とにかく専門的な技術を習得するためには、やはりまだそのノウハウがないわけですから、そこからいくんですよという話だったんですが、この1億2000万円というのはそれにも使えるのか、そのあたりをもう少し詳しく教えていただけますか。

○雇用経済部長（廣田恵子） 2月補正と当初予算につきましては、稲垣議員のおっしゃるように、ボーイング社から来ていただいたりとか、そういうのをするのですが、今回につきましては、企業への委託みたいな形で、それぞ

れの航空宇宙産業に携わる企業の人材を育成しようということで、企業が主体になります。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 最後確認ですけど、その企業というのは、航空宇宙産業、例えば今回松阪でもスタートしますし、いろんな企業が関係してやっていただきますが、今回三重県が取り組む補正予算でやるこの事業というのは県内企業に限られているということだと思んですが、そのあたりの最終確認もさせてください。

○雇用経済部長（廣田恵子） まだ予算が認められていない段階ですので企業発注とかはしておりませんが、今のところは県内の企業というふうを考えております。ただ、MR Jとか、拠点として来ていただいたり、あるいは協定も締結してきていますので、そこで三重県の技術者を雇用していただいて人材を育成するというようなことであれば、それも対象の範囲に入ってくるというふう考えております。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） よくわかりました。

県内企業と、とにかく三重県のことを捉えていただいておりますということで、いいプログラムにしていきたいなというふうに期待をしたいと思います。

最後、知事にお伺いしますけど、3日の知事提案説明の中で、7月の欧州訪問のときに、航空宇宙産業の振興を図るため、航空機や健康、医療等の産業に強みを持ち、高等教育機関が集積しているフランスのヴァルドワーズ県を訪問し、産業交流に向けた連携を進めると言われました。

これまで本県は、アメリカのワシントン州やテキサス州サンアントニオ市、インドのカルナタカ州などとの間で航空宇宙産業を重点分野とする産業連携に係る覚書や基本合意書を締結しており、恐らくヴァルドワーズ県とも同様の覚書を結ばれるのかなと思いますが、知事の思いと目指すところをお答えいただけますでしょうか。

○知事（鈴木英敬） この100年ぐらいの、例えば四日市、北勢地域の産業の移り変わりを考えれば、羊毛、繊維、それから石油化学、自動車や電気・電子、そういう形で時代に合わせて、雇用を生む、経済を発展させる産業を柱としていくというのは大事なことだと思っていて、それは、当然そうしていくための大事な要素は需要が増えるということで、航空機というのはまさに、先ほど稲垣議員もおっしゃっていただいたように需要があつて産業の柱になり得るものだというふうに思っていますので、力を入れて取り組んでいこうというふうに思っています。

それを、今、MR Jとかワシントンと、いろいろ点になっているやつを線にして面にしていく一番重要な要素の一つが人材だと思っておりますし、企業が参入することだと思っておりますので、そういう観点で、点、線、面というふうにしていきたいと思います。

海外については、アメリカ、ワシントン州シアトルがボーイング、今回行くヴァルドワーズ県はシャルル・ドゴール空港の近くでエアバスを中心としているところです。カルナタカ州とサンアントニオは軍需系の飛行機と、あと、その中の装備品とかを中心としたところなので、それぞれの役割分担している中で強みのところとネットワークを組んでいこう、そんな思いでやらせていただいております。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） そうすると、ヴァルドワーズ県はエアバスのという話でございましたけれども、今後三重県が取り組んでいく方向としてはどちらかということ、構造体とかの部分よりも、やっぱり装備品と今言われる部分に力を入れてという方向性だったと思うんですが、それでいうと、先ほどの軍需産業が装備品だという話でしたが、そっちのほうが中心になっていく形ですか。

○知事（鈴木英敬） ちょっと説明が足りませんでしたけれども、まさに稲垣議員がおっしゃっていただいているような装備品、あるいは修理とかのMRO、これを中心としてやっていくというのがみえ航空宇宙産業振興ビジョンに書

いてあって、ヴァルドワーズ県はまさに、シャルル・ドゴール空港がありますので、エアバスに納入する企業もあれば、メンテナンスとか装備品をやっている企業も集積していますので、そういう意味ではそっちも、エアバス系列のMROとか装備品のところを中心にやっていくと、そういう意味でございます。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 時間もなくなってきましたので、私もヴァルドワーズ県というのを知らなくて、いろいろインターネットで調べてみると、先ほど言われたシャルル・ドゴール空港の近くだということで、三重大と連携してもう既に取り組みをしていただいたりとか、名古屋ともつながりがあったりとか、既にいろんなかかわりがある中で、今回ぱっと行くんじゃないかと、いろいろな仕掛けがある中でやっていただくんだなというのを改めて、調べた中では期待もさせていただいております。

そういう意味では、今回、航空宇宙産業という結構大きな、これも壮大な産業政策になってくるんだろうと思いますので、まずそのスタートが補正予算として計上されたことでさらに進んでいくことも期待したいと思いますし、やっぱり今回、先ほど代表質問の議論でもありましたように、サミットに対する期待も非常に大きいなと私も感じて4月の選挙をやらせていただきましたが、それと同様ぐらいにこの航空宇宙産業に対する期待も大きいなというふうに感じましたので、ぜひこれから御期待を申し上げたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 18番 野口 正議員。

〔18番 野口 正議員登壇・拍手〕

○18番（野口 正） 自民党の野口正でございます。新人でございますので勝手がわからないところが多々ございます。どうか御理解をいただきますようお願い申し上げます。質疑に入らせていただきます。

さて、議案第98号、「確かな学力」を育む総合支援事業費に関する予算

800万円について質疑をさせていただきます。

知事は先ほども、学力と体力については危機感を持って対応されているということをおっしゃいました。そして、4年前の政策集でも学力をトップレベルに近づけるんだということをおっしゃいました。

残念ながら今回、中学生では全国で47都道府県のうち37位、小学校に至っては47番中47位という、ワーストワンという、すばらしいというか、情けないというか、何というかというような結果になりました。

三重県は小・中学校学力テストが、先ほど言いましたが、全国でも最も低い値を出しています。そのために、今回の補正でその原因を民間組織等に検証していただくために出されましたが、ここでお聞きしたいんですが、業者の選定とはどのように考えてみえるのか、これは広域な入札なのか、それとも特定された入札なのかをまずお聞きします。

そして、もう一つ、これらのことに関しまして、この結果に関しまして、教育委員会として今まで、全国で学力が低下したということの結果の検証はなされているのか。

この二つのことをまずお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○教育長（山口千代己） 全国学力・学習状況調査の結果につきましては、平成26年8月、国から公表された結果を受け、本県独自に分析を行いまして、11月に詳細版として公表いたしました。

その分析の中で、無解答率が高いことから、粘り強く最後まで問題に取り組む力の育成、授業の進め方では、目標の提示や振り返る活動などが不十分であること、テレビゲームなどをやる時間が長い反面、復習に取り組む時間が短いなど、主体的な学習習慣に課題があることなどと分析をいたしました。

しかしながら、これらにつきましては、基本的に本県と全国平均との比較を中心に限られた人員で検討と分析を進めてきたところです。

そこで、今回、全国的で豊富な知見、専門的な統計知識、教材開発のノウ

ハウなどを有する民間機関に委託することといたしました。

その選定に当たっては、全国的な視野に立った深堀りの課題分析や改善方策を提示できる業者を想定しており、地域を限定することなく広く募ることとしております。

また、業者の持つ分析能力や全国の情報収集能力などが重要な要素となることから、価格のみで競う入札方法ではなく、企画提案コンペ方式により業者を決定することとしております。

県教育委員会といたしましては、これまでの取組が十分でなかったこと、また、学校現場の心を動かすまでに至っていないことについて、深く反省をしております。

今回の分析も含め、学校訪問や研修会の機会等を通じて、これまで以上により丁寧で効果的な支援を行うとともに、みえの学力向上県民運動を通して、学校、家庭、地域が心をつなげて三重的子どもたちの学力の向上につなげてまいりたいと思います。

以上です。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

テレビを見ている、ゲーム等が多いという話をされました。無解答も多い、そしてコンペ方式であるということで、御存じだと思いますが、三重県は塾等の学習にかかる費用というのは、かなり高いんですね。よそに比べてもかなり高い。私は、これは学校不信があるのかなという危惧をしております。学校が信用できないからちょっと塾へ行かないかん、そんな思いもしておるんです、これは別として。

そういう中で検証をされているということですので、僕、検証を聞いておると、はっきり言って内容がよくわかりません。本当に分析されておるのか。教育委員会の指導と現場の中にちょっと乖離している状態があるのじゃないかと、私はそういう危惧をしております。

ですから、幾ら分析をして予算を立ててやっていただいても、教育委員会

の指導が学校の現場のほうに行っていない、もしそういうようなことがあれば、この予算、余り意味がなくなるんですよ。私ども、そういうことをかなり聞いております。

私も市議会議員をさせていただいて、特に、私ども、残念なことに、松阪市は三重県の中でもまた一番低い成績でございましたので、情けない。すばらしいなんていうことは言いません。情けないですよ。皮肉なんか言っている状態じゃなかったです。そんな中で見ていると、この分析だけでいいのかなど、業者さんに頼むだけでいいのかなという思いがします。

もう一度聞きたいんですけど、分析をされているのでしたら対応等はとっておるはずなんですよ。そこら辺の考えというのは、どういう考えでやっておられたか、ちょっとお聞きします。

○**教育長（山口千代己）** 昨年11月に分析をいたしました、その分析に基づきまして小・中学校への学校訪問を行い、授業改善について現場へ入り、指導主事が授業実践をしながら、あるいは意見交換をしながら、よりよい、わかりやすい授業について検討する、あるいは、県庁内に学力向上緊急対策チームをつくりまして、課横断的な組織でそれぞれの市町に何が足りないのかということについて意見交換をしながら、市町あるいは小・中学校に合った改善方策を提示しながら進めてきているところでございます。

以上でございます。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○**18番（野口 正）** 学校へ行かれていますと。当然学校へ行かれています。指導もしている。私もよく学校へ行かせていただきました。学校の現状を見ておると根本的に、こんな予算をどうのこうのやっておるよりも先に、もっと考えていただかなきゃならないのと違うかなということがいっぱいありました。

これは、大分改善はされています。私が10年ぐらい前に議員をしていて、市議会議員のときに行かせていただいたときに、子どもたちの学級崩壊、これはひどかったですわ。先生が2人、前に1人、後ろに1人、一生懸命教え

られている。ところが、子どもたち、うろろう立たれて、もう何ともならないような状況でした。こんな中で勉強できるのかなど。そして、その後、保護者の方から、私がちょうど議長をしておったときにも言われました。野口さん、申しわけないです、もう学校へ行かさんと家で勉強させてくれないかと、そんな状況でございました。

余り関係ないことになっていくと問題なのかわかりませんが、そんな中で、当然のことやけどこういう分析もされた上で今回このように出されておると思うんです。そういう分析をされた資料とか、そういうのをこういう業者さんに出されているんですか。この業者、コンペをやるわけですけど、ある程度の情報というのは流さなきゃいけないはずなんですよ。その情報というのは、間違いなく各学校の現状はこんなのですよということを出されているのか、示されているのか、それと同時に、各PTAの皆さんや各関係者の皆さんにも同じようなデータが出されているのかをお聞きしたいと思います。

○教育長（山口千代己） 昨年11月にまとめました詳細版の分析書では、市町レベルでの分析にとどまっております、一つ一つの小・中学校の分析にまでは至っておりません。

ただ、その報告書をもとに市町教育委員会と協議しながら、市町教育委員会はそれぞれの設置する、管理する小・中学校の状況をよく御存じですので、そのあたりを意見交換しながら、生徒指導で大変なところについては非常勤加配だとか、あるいは正規の教諭を加配するなど、手厚く加配をしておるところでございます。

今回の選定に当たりましては、業者にこの平成26年度版の県教委の分析がどのぐらい効果的かということも含めて検証していただこうとしておりますので、選定に当たりましてのコンペの際にはこういう報告書を提出して、これに基づいてのコンペを実施させていただきたいと思っております。

以上です。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） コンペでやっていただきます。先ほど言われましたけど、市町レベルでしかまだ確定をされていないという話がありました。各市町でもいろんな学校があります。これは、私が言うよりも、教育長ならよく御存じですので、とやかく私が言うべきことじゃないと思います。しかし、各学校、私どものように海辺にあれば、また、まちの中にある、山合いにもある、そして、まちの中でも、それこそ複式学級もある、そこら辺も含めて対応していかないと、知事、悪いんですけど、今まで長いことかなり低いレベルで来ている。分析どうのこうのよりも、かなり長く来ているわけですよ。だから、そこら辺のことも、これは受けられる業者、団体等になるんだと思いますが、その人たちにいろんな条件やいろんなあれをやっぱり教えていただかないと、私はだめだと思うんですよ。

市町の教育委員会、学校の現場を知っていますかと僕はいつも言うんですわ。知っていないんですよ。知っているのかわかりません。ただ知らないふりをしているのかわかりませんが、そんなうその内容、私、会社におったときもそうです、データのもとになるものは間違いのないデータでないとは絶対だめなんです。間違っただけでやれば、そのデータの分析でいろいろやるわけですわ。そうすれば全部だめになっちゃう。そういうことなんですわね。

ですから、もう一度確認したいんです。間違いなく全ての資料を全部出していただいて、そして、コンペか何か知りませんが、それでやっていただく、それは間違いありませんね。

○教育長（山口千代己） 平成19年度から全国学力・学習状況調査が始まって以来、三重県教育委員会が取り組んできた様々な施策について、個人情報に触れない限り提供しながら分析に当たっていただくようにしてまいりたいと思います。

以上です。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） 私は何遍も言う。私どもが今までやってきた中で、学校

の成績を教えてください、全国でどれぐらいなんですか、各学校でどれだけですか、松阪市はたしか、教育委員会ははっきり正式に出したことがないんですわ。出した、出しましたかな。それだけ言ってね。そやけど、今まで私らが何遍も質問したときに出してくれなかった。出さなかったんですよ。そうでしょう。何で出せないと。それは、一番低かったからしようがないんでしょうけど、出せないんですよ。だから私は何遍も言っているの。一番根元になる学校のデータを、800万円を使っていたわけですから、その中で間違いなくデータを出していただいて、現場を知っていただく、現場と指導がどれだけ乖離しているか、どれだけ現場の指導が一生懸命やっておられるか。しかし、いろんな考えの方がみえて、現場でもいろいろな問題を生じている、そこら辺も含めて、残念なことに松阪市はちょっとまた問題も生じました。

いろんなことがあって問題が出ているわけですから、私はそこら辺も含めて、ぜひ間違いがないという確信をここでいただいて終わりたいと思います、もう時間もあれです。ちょっと一言だけお願いしたい。確認していただきたい。

○教育長（山口千代己） 三重の子どもたちの学力向上のために、学校、家庭、地域、合わせて一生懸命やらせていただきたいと思います。

以上です。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） もう時間もありませんし、私は、三重県の子どもたちが生き生きと、そして一生懸命学べて、学ぶ人権を奪うんじゃないと、一生懸命頑張って勉強していただく場を与える、それをぜひお願い申し上げて、そして、この予算の中でいろんな方にぜひ勉強をしていただいて、いろんな資料をいただいてしっかりやっていただくことをお願い申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇・拍手〕

○5番（山本里香） 失礼いたします。日本共産党の山本里香です。質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第102号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案、議案第104号三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案について質疑を行います。

ともに、2013年5月24日成立の、国民一人ひとりに番号を割り振って各人の情報を一元的に管理する共通番号（マイナンバー）制度によるもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行のために整備されることとなります。2016年の1月から番号の利用がスタートするため、この10月には皆さんに個人番号が通知されることになっています。

両条例案の審査に当たりまして、マイナンバー導入のためのものということで、次の三つのことについてお伺いをしたいと思います。

一つ、まず、この国民総背番号制と言われるマイナンバーの狙いは何ですかということです。

二つ目、また、これにかかわってシステム改修など必要です。もう進んでいることもあると思います。運営経費も必要ですが、県としての経費、どのようにかかるのでしょうかというのが二つ目です。

三つ目です。公的年金の個人情報大量流出するという事件が起きました。個人情報を扱うこの制度の運用に当たって、情報漏えいのないようにと条例も整備されるわけですが、県民の皆さんからは本当に大丈夫かとの心配の声が出ています。いかがでしょうかということで、まずは三つの件についてお願いをいたします。

○戦略企画部長（竹内 望） 社会保障・税番号制度について何点か御質問いただきました。

まず、制度の狙いなんですけれども、いわゆるマイナンバー制度と言われておりますけれども、社会保障・税制度の効率性と透明性を高める、加えて、国民にとって利便性の高い公平で公正な社会の実現を目指す、そのため

の社会基盤ということになります。

本制度の導入によりまして、社会保障関係の給付等の申請を行う際などに申請者個人が窓口で提出する書類が削減されるなど、簡素化が図られて負担の軽減につながる、そのほか、社会保障や税に係る行政事務の効率化も図られるということになります。

また、マイナンバーの活用により正確な所得把握が可能になるということで、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られ、一方、災害時における被災者等への積極的な支援への活用も期待がされておるということです。

それから、システムの導入に関する費用なんですけれども、マイナンバー制度の導入に係るシステム整備に関しましては、国や地方公共団体の間で情報のやりとりを行います情報提供ネットワークシステム、こういった基幹的なシステムを国が整備し、県や市町においては、この情報提供ネットワークシステムに接続するためのシステムの整備、あるいは既存のシステムの改修等を行うこととなります。

本県のシステム導入費用なんですけれども、昨年度、今年度の当初予算を合わせまして約4億円を見込んでおるところでございます。

それから、次に、情報漏えいの対策でございますけれども、マイナンバー制度では、制度面、それからシステム面、この二つの面から個人情報を保護するための措置を講じております。

まず、制度面の措置ですけれども、法律に規定があるものを除きまして、個人番号を含む個人情報を収集したり保管したりすることが禁じられております。また、国においては特定個人情報保護委員会という第三者機関が新たに設置されまして、個人番号が適切に管理されているか監視、監督を行い、さらに、法律に違反した場合、例えば他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイル、これを他人に不当に提供したり、こういった場合ですけれども、こういった罰則が、従来の法律に基づきます個人情報の不正取り扱いと比較しまして非常に重くなっております。

それから、システム面の保護措置ですけれども、個人情報を一元管理するのではなくて、従来どおり、例えば雇用保険の情報はハローワーク、税の情報は税務署といったように分散して管理をすることになっております。

あわせて、行政機関の間の情報のやりとりですけれども、マイナンバー、いわゆる数字を直接使わずに、各機関ごとに振り出される符号を利用するというので、芋づる式に情報が漏えいするようなことを防止することになっております。それと加えて、システムにアクセスできる人を制限する、こういった対策も講じられております。

県におきましても、安全管理を徹底して対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 今、狙い、そして、また、経費的なことも教えていただきましたが、その狙いというのが、今おっしゃられもされましたけれども、内閣官房社会保障改革担当室でマイナちゃんというキャラがあるんですけれども、そのマイナちゃんも言っています。行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するためにということの中で今のお話だったと思います。

期待される効果として三つ挙げられている中の一つを紹介しますと、「所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。」と、このように記されておりました。マイナちゃんが言っております。

さて、多額のもうけを持ち税金逃れをするあの手この手を駆使しているところにきっちりこのマイナンバー法の行く末にメスが入って、本当に生活に困っていて福祉の手だてが必要な人、その方の手だてにつなげていけない方が今あると思うんですけれども、そういう方に、社会保障、福祉のきめ細かな支援が行き渡るようになるのでしょうか。

例を出してお伺いするならば、大もうけをして税逃れの手法を駆使している方からきっちり税をいただいて、日本の社会は生活保護の捕捉率が今大変低いですが、きっちりと捕捉されるようなことまで手が入るのでしょうか。

そして、また、行政と個人だけではなくて、勤務先となる事業所なども個人番号を扱うことになります。今説明をしていただいたことプラスでそういうことになります。厳格な管理体制がもとより求められますが、事業者の皆さんから大きな負担だという声が聞かれています。県としての経済的負担は今確認させていただきました。経営困難な事業者の皆さんに、これは民間レベルでさらなる負担をかけるのではないかとということも心配しております。

この4月、帝国データバンクによる沖縄県の調査なんですけれども、事業者の皆さんに対する興味深い調査が報告をされております。内容を含めて知っているとした企業は全体の3割、そして、制度開始に向けた企業の取組ができて、対応中と、そう答えた企業は全体の2割というふうに聞いております。制度の理解が広がらず、対応が進んでいない状態が浮き彫りともなっています。内容を含めて知っているとした企業は27.5%ということでした。三重県はどうなのでしょう。

もちろん行政も導入に向け大変な状況でしょうが、民間事業者の皆さんもとても対応が難しい状態ではないでしょうか。そんな中でなおさら、情報管理の徹底、先ほど管理体制のこの話もありました、それは、幾重に幾重に重ねても大変難しい、絶対はないというふうに思いますけれども、どのようにつかんでいらっしゃるのか、情報漏えいの徹底も難しいと思いますが、いかがでしょうか、お願いをいたします。

○戦略企画部長（竹内 望） 2点御質問をいただいたかと思えます。

1点目の所得の捕捉についてなんですけれども、この制度の導入によりまして、税務署等に提出される様々な書類にはマイナンバーが記載されることになります。したがって、いわゆる名寄せが容易になりまして、課税の前提

としての所得の把握というのはしやすくなるものだというふうに考えております。

それから、事業者関係でございますけれども、この制度の導入によりまして、事業者におかれましては社会保障や税の手続のために従業員の皆さんのマイナンバーを取り扱うこととなりますので、そのマイナンバーについて適切な管理、保管が必要になります。

マイナンバーに対する企業への周知、御理解ということなんですけれども、県内について特にアンケート等により把握はしておりませんが、これは民間団体の調査によりますと、全国状況ですけれども、来年1月からの制度開始に向けまして取り組んでいる、それから計画中という回答が約3割にとどまっているということで、事業者の一層の御理解を得ていく必要があるというふうに考えております。

県といたしましては、国や市町、それから経済団体等と連携協力をいたしまして説明会を開催するなど、事業者が円滑に準備を進められるように引き続き、周知、広報等、徹底に取り組んでいきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） しっかりと所得の把握ができるから、公平公正な、あるいは税の漏れもないというような聞こえがいたしますけれども、それが果たして現実でしょうか。この制度導入の当時から、そのことについては大変問題がある、漏れがあるということも伺っております。また、事業者の皆さんのことに関しても希望的なお考えではないかというふうに私は聞きました。

その狙いが、国民生活を支える社会的基盤として社会保障・税番号制度を導入します、平等公平な社会保障の実現、利便性を高めますという言葉の陰に、一般国民の所得、資産を掌握し、徴税を強化するという方向が見えに見えています。一方で、富裕層に対しては掌握し切れないうまに放置するということが明らかです。では、何のために。社会保障給付を抑えることでしょ

うか。

マイナンバーは個人情報のマスターキーです。漏れたら大変なことになります。年金機構の情報流出の比ではありません。絶対に大丈夫はあり得ない、大変危険。

5月20日、衆議院内閣委員会でこれらの法案の改正案が可決をされました。2013年度成立当初は、税、社会保障、災害対策に限っていたものを、特定健診、銀行預貯金など、さらに個人情報の範囲を拡大し、より深刻なプライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪を招くおそれが増すものです。

同法の見直しも、施行後3年をめどとしていたものが、施行を待たず改正、拡大されています。大変乱暴なやり方です。

付託された委員会におかれましては、理論矛盾を大きく持つマイナンバー導入のための条例改正であること、三重県でも4億円という大きな費用をかけ、全国では3兆円、国はかかると言っておりますけれども、その費用をかけ、民間事業者にも大きく負担を課す、個人情報の漏えいの危険が大きく、管理運営に大変なストレスもかけるものになる、庁内の方も同じです。先んじて導入を進めた国、イギリス、アメリカ、韓国、スウェーデンなどの状況も十分に調査いただきまして審査をしていただくことを要望いたしまして質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○6番（岡野恵美） 議案第98号に関する質疑、まず、「確かな学力」を育む総合支援事業についてお聞きします。

三重県の課題のある全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、民間事業者の協力を得て結果の客観的で詳細な分析と課題解決のための効果的な方策を示すとともに、それらを活用することで各市町及び各学校における授業改善を進めるとあります。これに要する800万円の予算の計上です。

この事業は、①どなたが提唱されて導入されるのでしょうか。こういったことは他県でもやっているのですか。②その狙いは何でしょうか。③民間事

業者とはどういった事業者でしょうか。④個人の答案を民間事業者に委ねることはありませんか。⑤この取組で、果たして子どもたちの学力がつくとお考えでしょうか。以上についてお聞きいたします。

続きまして申し上げます。

次に、今回提案されております三重県地域創生人材育成事業は、総額2億6259万2000円で15事業にわたっております。その中で、総額の約半分に当たる1億2020万4000円が航空宇宙産業地域創生人材育成事業に充てることになっています。

この事業は、当局提案の資料によれば、また、先ほども議論もございましたが、世界的な成長産業である航空宇宙産業を本県の経済成長を支える新たな産業の柱の一つとして振興を図るとして、その人材育成に資するものとして提案されております。

航空宇宙産業に本県が取り組むということですが、非常に唐突な感じがしております。①本県においてこの航空宇宙産業をどう位置づけているのか、具体的な計画内容を明らかにしていただきたいと思います。先ほどの質問と若干かぶるかもわかりません。②また、本県の地域経済の発展にどう寄与すると考えているのか明らかにしていただきたいと思います。③人手不足、潜在的な求職者の掘り起こしという点では、三重県民の生活や現実から見て、航空宇宙産業に特化した今回の事業では乖離があるのではないのでしょうか。例えば、介護職員不足が言われて久しいのですが、今回のメニューには他県で見られるような介護分野の人づくりのメニューがありません。検討されたかどうかお聞きをいたします。

以上、よろしくお聞きいたします。

○雇用経済部長（廣田恵子） 航空宇宙産業の地域人材育成事業についての御質問でございます。

まず、航空宇宙産業をどう位置づけているかということですが、航空宇宙産業につきましては、今年3月に策定しましたみえ航空宇宙産業振興ビジョンというものに基づきまして航空宇宙産業の振興を進めることとし

ております。

その柱としましては、人材育成、やっぱり人手が、これまで三重県にはなかなか航空宇宙産業というのがなかったものですから、その人材が不足しているということで、人材を育てていこうというのが一つ、それから、J I S Q 9100とかN a d c a pという独特の認証制度が必要ですので、そういったものの参入促進を助成していこう、支援していこうというのが二つ目、それから、三つ目が事業環境整備ということで、事業拡大に向けて設備投資であるとか研究開発を支援していこうということが航空宇宙産業ビジョンで位置づけられておりますので、そのような観点で進めていこうというふうに考えております。それが1点目です。

2番目のどのようなことで地域経済に寄与するかということでございますけれども、航空宇宙産業というのは、民間航空機の新機種開発とか既存機種の増産が続くなど、今後さらなる成長が予測されております。今後数年間で何台もの航空機が発注されるということが報道でもあるかと思っております、そういうことを理解していただければというふうに思っております。ただ、技術人材とか現場技能者の確保、育成というのは喫緊の課題になっております。そのことが課題というふうに考えております。

3番目の人手不足の分野にということなのでございますけれども、航空宇宙産業、この地域人材育成事業につきましては、労働力不足の解消、それから、成長産業を支える人材の確保、それから、障がい者などの潜在的な求職者の掘り起こしと、この3点のことを柱としましてこの事業に取り組もうとしているところでございます。

その中で、航空宇宙産業というのは、成長産業の点から今回予算に計上させていただきますいただいているものでございます。県内では三菱重工業株式会社松阪工場におきまして、国産初のジェット旅客機MR Jの尾翼組み立てや中小企業の連携による新たな生産体制の構築が計画されておりますなど、航空宇宙産業の人材の必要性というのは今後ますます高まっていくものと考えております。

航空宇宙産業というのは技術波及効果や雇用創出効果が高い産業でござい

まして、本県の強みである自動車産業等で培った技術力や技術人材が十分生かせる分野であるというふうに考えております。

それから、ニーズの点も御質問がございましたが、県内の中小企業約40社が中心となった研究会におきまして、航空宇宙産業への参入に向けた勉強会や国内外の先進地視察が実施されるなど、潜在的なものも含めまして、ニーズはより高いものになっているというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長（山口千代己） 5点、学力を育む総合支援事業についてお尋ねがありましたので、順次お答え申し上げます。

まず、県内の教育関係団体などから本県の学力向上について様々要望をいただく中で、昨年度の本県の分析結果の検証や、さらにはこれまでの取組をより効果的なものとするため、県教育委員会として民間機関に委託することといたしました。なお、他県におきましても、民間機関等の協力を得て詳細な分析をしようと計画している県もあると聞いております。

また、その狙いにつきましては、本県教育委員会が平成26年度に行った分析について、他県との比較、加えて学校現場や市町教育委員会が効果的に活用できるものとなっているかなどの検証と深堀り、さらには、子どもたちのつまずきに応じた具体的な指導方法の提示、本県と類似した課題を持ち、課題を克服した他県における改善方策の提示などを考えております。

また、民間事業者とはということでございますが、民間機関は教育関連企業を考えております。また、全国的な視野での比較分析を行うことができる規模を持つことが必要だと思います。具体には、全国的で豊富な知見、専門的な統計知識、教材開発のノウハウなどを活用することで、子どもたちの学力向上の取組により効果的なものとなると考えております。

4点目の個人答案の件でございますが、分析に当たっては県市町レベルの分析を行うために必要な各設問ごとの解答状況等を提供するものであり、個人が特定できるデータは提供いたしません。

取組が果たして子どもたちの学力につくかということでございますが、民

間機関に分析を委託することにより客観的な分析が進み、各学校が子どもたちの実態に応じた学力向上のためのより有効な支援につながっていくものと考えます。

この分析結果を、市町教育委員会と連携のもと、各学校が授業改善に活用するとともに、家庭では生活習慣、学習習慣の改善につなげ、子どもたちがわかる喜び、楽しさを実感できるようにし、学力の向上を着実に図ってまいるところでございます。

いずれにいたしましても、今回の委託事業、それをどうやって定着させていくかということにつきましては、PDCAサイクルをきちんと回していくことがやりっ放しにしない教育行政だと思い、このあたりについては留意をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） ありがとうございます。

先ほどもお二人が質問に立って、このことについては私とちょっと違う角度というものもあると思いますけれども、特に教育については同じようなことだと思いました。

取組に対して教育長が、これまでの取組が不十分だというふうに言われましたけど、学力テストそのものに対してどうのこうのという形でのそういう取組結果、これが今なかなか現場の中で十分に機能を果たしていないということが、先ほど野口議員のほうからも現場を見てほしいんやと言われたことからみみじく語られたところだと思うんです。

学力テストの問題点というのはあると思いますし、やっぱり分析の問題ではないと思うんですね。野口議員も分析は全国レベルでは通じないというふうに言われましたけれども、やっぱり現場を知っていただく、そして、今、先生方がどういう状況にいらっしゃるかということを知っていただきたいと思いますし、私たち、子どもを見れば、しっかりと学力をつけていただきたいというのは親たちの願いです。しっかりとつまずいている点のみをあげる

ような、子どもたち一人ひとりに向き合うような、そういうことが今必要だと思っておりますが、学力テストの導入以来、先生方はますます忙しくなって、子どもに向き合う時間が少なくなっているというふうにお聞きしております。その上に民間業者に結果分析を委ねるといふことになれば、子どもたちの本来の力はますます引き出せないといふことを申し上げておきたいと思いません。

それから、航空宇宙産業の分野についても取り上げられましたけれども、まだまだ未知の分野だと思っております。今回お一人に対し286万2000円を上限として委託費を出して42人を養成しようとしております。けれども、委託先についても、先ほど出ておりましたので質問しようと思いましたが、これは割愛させていただきますが、特別扱いではないかなというふうに思うんです。

再度お聞きをしたいと思っておりますが、具体的な企業名等が、答えられないとは思いますが、もう一度、委託先についてお聞きいたします。

○雇用経済部長（廣田恵子） まだ予算を認めていただけていない段階ですので、具体的な企業名はないのはもちろんでございますけれども、先ほどの、前回の質問もございましたように、県内の航空宇宙産業にかかわる企業といふことで計画をしております。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） なかなか委託先についてはこれからという問題だと思っておりますが、少ないのではないかなというふうに思うんです。裾野も含めて少ないんじゃないかなというふうに思います。

そして、先ほどの話の中でも、ボーイング社とかエアバス社の認定、認証をとらなければならない特殊な技術というのが要求されるというようなことです。かかわる分野も非常に少ないというふうなことです。また、そして、非常に重大な、軍需系の、そういう飛行機のお話もございました。航空宇宙ということであると軍需産業的な面も非常に心配をしております。

世界的な成長産業である航空宇宙産業を、本県の経済成長を支える新たな産業の柱として振興していこうという方針だとのことですけれども、まだまだ

だ未知数だと思います。それより、三重県の特性を生かした、それこそ農林水産業分野や身近な建設技術者、県民の現実生活に根差し、現に困っている介護分野の人材育成、また、波及効果の大きいところへの育成事業にしていくなかで、若者が雇用に対して希望を持つことができるのではないかと。もう少し現実的な、県民の生活に立脚した人材育成の事業にされるように、私はこういったことに対して進めるべきではないかというふうに訴えて質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中森博文） 以上で、議案第98号から議案第121号まで並びに諮問第1号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○副議長（中森博文） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第98号から議案第121号まで並びに諮問第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中森博文） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
105	職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件名
102	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案
104	三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
103	三重県水源地域の保全に関する条例案
110	三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案
111	三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案
116	工事請負契約について（漁業取締船建造工事）

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件名
114	工事請負契約について（三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校建築工事）
115	工事請負契約について（三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校電気設備工事）
121	工事請負契約について（三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校機械設備工事）
諮問1	諮問について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
117	工事請負契約の変更について（一般国道422号三田坂バイパス道路改良(三田坂トンネル(仮称))工事)
118	工事請負契約の変更について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その1））
119	工事請負契約の変更について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その2））

教育警察常任委員会

議案番号	件名
120	財産の取得について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
98	平成27年度三重県一般会計補正予算（第1号）
99	平成27年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
100	平成27年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
101	平成27年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
106	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
107	三重県県税条例等の一部を改正する条例案
108	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案

109	三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
112	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
113	土木関係建設事業に対する市町の負担について

先議議案の審査期限

○副議長（中森博文） この際、お諮りいたします。諮問第1号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、6月15日までに審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中森博文） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（中森博文） お諮りいたします。明9日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中森博文） 御異議なしと認め、明9日は休会とすることに決定いたしました。

6月10日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時32分散会